

整理番号	22	事業概要	事務所賃料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	事務所・駐車場 賃料	5月分	(4/17)
	事務所費	51,500 円/月の内	✓
	議員事務所	25,750 円/月	✓
	詠桜会（後援会）	25,750 円/月	✓
	駐車場	7,000 円/月の内	✓
	議員事務所	3,500 円/月	✓
	詠桜会（後援会）	3,500 円/月	✓
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額（円）*	備考
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 5月分 ✓
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 5月分 ✓
	《合計》*	29,250	✓
《領収書貼付枠》（原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）			

收受 令和 元 年 5 月 20 日
 決裁 令和 元 年 6 月 12 日
 処理 令和 元 年 6 月 13 日

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	備考番号	処理番号	日付																								
お振込	1388268	31-04-17																									
組行番号	預金店番号	科目・口座番号	取込店番号																								
0144			101																								
<table border="1"> <tr> <td colspan="4">通貨記号</td> <td colspan="4">計貨枚数</td> </tr> <tr> <td>万円</td> <td>千円</td> <td>円</td> <td>銭</td> <td>500円</td> <td>100円</td> <td>50円</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				通貨記号				計貨枚数				万円	千円	円	銭	500円	100円	50円	10円								
通貨記号				計貨枚数																							
万円	千円	円	銭	500円	100円	50円	10円																				
時刻	ご利用枚数 (消費枚数を指す)	お取引金額																									
15:25	432	¥7,000																									
おつり	お取引後の残高																										
	円*****円																										


手数料のうち振込手数料	¥432
	000110
[Redacted]	
[Redacted]	
[Redacted]様	
オクノ イコ 様	
電話番号 076-492-2828	

お願い………
ATM振込の領戻しはご利用控えを必ずご確認ください。
※お振込先は必ず正確に入力してください。

北陸銀行 11 2016 10 2 500 01

裏面もおわせてご覧ください。

賃貸借契約書

貸主  と借主 奥野 詠子、この契約書により当初に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結する。







頭書1 目的物件の表示

建物	名 称	吉田ビル1階B室		
	所 在 地	富山市大町282番地9		
	構 造	鉄筋造陸屋根3階建の1階部分	新築年月	昭和49年8月
	種 類	事務所	床面積	30.8m ²

頭書2 契約期間

平成25年11月1日から平成27年10月31日まで(2年間)

頭書3 賃料等

賃料等支払条件	月額	賃 料	51,500円	支払方法	■振込
		共 益 費			振込手数料は借主負担とする
		駐 車 料		支払期限	翌月分を当月末日まで支払う
		町 内 会 費		延滞損害金	年14.6%
		南富山商盛会費用	2,500円	金融機関	
		月 額 合 計	54,000円	店 名	
	契約一時金	敷 金	100,000円	預金種別	
		礼 金	なし	口座番号	
				口座名義	
					

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書1に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、 事務所を目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結する。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書2に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、協議の上、本契約を自動更新又は更新契約することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書3の記載のとおり、賃料を甲に払わなければならない。

1 2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料に変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 入居月の賃料に関して、1カ月に満たない期間の賃料は、1カ月を30日として日割り計算した額とし、退去時は月割りとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費・水道使用料・清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載のとおり甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 入居月の賃料に関して、1カ月に満たない期間の共益費は、1カ月を30日として日割り計算した額とし、退去時は月割りとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

賃料が増額された場合、乙は、頭書3に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額

（ ）を補填するものとする。

第6条 本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で、乙に返還しな
しにしなければならない。

第7条 本物件の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が
存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を
譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模
様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

三 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

四 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、楽器等の演奏を行うこと。

五 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。

4 乙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行
為を行なってはならない。

一 犬、猫その他小動物等ペットの飼育。

二 階段・廊下等共用部分への物品の設置。

三 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通
知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善
良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したと
きは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。
ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

第9条 甲は、本項第一号から第四号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要
な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となっ
た修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

一 畳の表替え、畳の取替え。

二 障子紙・ふすま紙の張り替え。

三 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。

四 その他費用が軽微な修繕。

- 2 前項の一号から四号の規定にかかわらず、乙は甲に事前に連絡し、同意を得ることにより自己の負担において修繕を行うことができる。
- 3 前二項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の消滅)

第10条 天災地変・火災・その他甲の責に帰すべきでない理由により賃貸借物件を通常の用に供することができなくなったときは本契約は当然に消滅する。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
- 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 三 乙及び同居者が危険・不潔・その他近隣の迷惑となる行為をしたり、又は、乙の行為が共同生活の秩序を乱し甲より2回以上注意を受けたとき。
 - 2 乙が反社会的と認められる団体(暴力団や過激な政治活動集団等)の構成員として建物およびその周辺において警察当局の介入を生じさせる行為を行なったときは、甲は催告等の法定の手続きによらず本契約を解除できる。
- 3 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - 一 本物件を第1条の使用目的以外に使用したとき。
 - 二 第7条のいずれかの規定に違反したとき。
 - 三 入居時に、乙または連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき。
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して少なくとも30日以前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 乙が正当なる事由のため賃貸借期限前に本契約を解除しようとするときは1ヵ月以前にその旨相手方に対して予告する。乙の予告が1ヵ月以前でない場合には乙は、1ヵ月の賃料相当額を支払うものとする。

(期間内解約)

第 13 条 乙が本契約締結後 6 ヶ月以内に契約を解除するときは 1 ヶ月分の賃料を甲に支払わねばならない。

(積雪防護対策)

第 14 条 積雪時に於ける庭木等の防護施設は、甲の責任とし、雪下しは甲(所有者の管理義務)乙(占有者の管理義務)双方の折半負担により、実施するものとする。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第 15 条 乙は、明渡し日を 10 日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明渡ししなければならない。

- 2 乙は、第 11 条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明渡ししなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部)を甲に返還しなければならない。
- 4 乙は、明渡しについては、必ず残存物をすべて処理し、室内の清掃をすませ、公共料金の精算をすませた上で鍵を引渡すものとする。乙の都合で、遵守できないときは、甲は乙に催告の上、乙の費用で残存物の処理等を行うことができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。
- 6 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行なう原状回復の内容及び方法について協議するものとする。
- 7 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第 16 条 甲は、本物件の防火、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第 17 条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。

二 頭書 5 に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第 18 条 乙又は連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 15 日以上不在になる場合。
- 二 頭書 4 に記載する同居人に新たな同居人(出生を除く。)を追加すること。
- 三 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
- 四 連帯保証人の死亡又は解散等、不適格者に該当した時。

(延滞損害金)

第 19 条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365 日あたり)14.6% の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第 20 条 連帯保証人は、乙と連帯して本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

- 2 連帯保証人は、乙と連帯して自動更新、更新契約にかかわらず、本契約が存続する限り、本契約から生ずる乙の一切の債務を負担しなければならない。
- 3 乙が、本物件の明渡しの際、本物件内の残存物について乙が引き取らない場合には、連帯保証人が乙に代わって引取るものとし、引取りに要した費用は連帯保証人の負担とする。
- 4 連帯保証人が死亡したとき、又は破産の宣告を受ける等によって著しく社会的信用を失墜したときは、借主は直ちに貸主に通知するとともに、貸主の承諾する連帯保証人に変更しなければならない。

(免責)

第 21 条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は(甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(その他)

第 22 条 本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

- 2 宅地建物取引業者への報酬は、平成 16 年国土交通省告示第百号により本契約と同時に乙より賃料及び駐車場使用料の合計額の 1 ヶ月分と消費税及び地方消費税の合計額を支払うものとする。

(合意管轄裁判所)

第 23 条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第 24 条 特約事項については、本契約に記載するとおりとする。

駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書

賃貸人 [] と 賃借人 奥野 隼子 との間に、次の通り自動車駐車場賃貸借契約を締結する。

第1条

賃貸人はその所有する次に表示の自動車駐車場を賃借人の所有する自動車を駐車を目的を以てこれを賃借する。

- (1) 自動車駐車場の所在地 ; 富山市大町二区216-1番地内
 - (2) 駐車する場所 : NO 7 番
 - (3) 駐車場利用自動車ナンバー ; [] (白ジブ) [] (白アポックス)
- 利用自動車を代える場合は速やかに賃借人は賃貸人に報告しなければならない。

第2条 賃料は1台当り月額 7,000円として、毎月末日までに翌月分を賃貸人に支払うものとする。

第3条 賃借契約期間は平成 27 年 / 月 / 日より1ヶ年とする。

但し、契約期間が満了した時には契約更新について賃貸人と賃借人が協議する。また、このときに経済的諸般の状況等によっては、賃料を変更することが出来るものとする。

第4条 賃借人が次の各号のいずれかに抵触したときは、賃貸人は直ちにこの契約を解約することができるものとする。

この場合には賃借人は異議なく、速やかに自動車駐車場を明け渡さなければならない。

- (1) 賃料の支払いを2ヶ月怠った時
- (2) 駐車場以外の目的に使用したとき
- (3) 第三者に転貸した時
- (4) その他契約の主旨に違反した時

第5条 賃借人が所有する自動車が駐車場を使用中に、天災・盗難・火災等により自動車に損害が生じることがあっても、賃貸人は、その責を負わないものとする。

第6条 賃借人及びその家族、使用人、訪問者、同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場の施設或いは他の自動車に損害を与えた時は、賃借人は速やかにその損害の処理等に対処するものとする。

第7条 この契約を解除するときは1ヶ月前に相手方に予告するものとする。

但し、賃借人は予告に代えて1ヶ月分の賃借料を賃貸人に支払って即時に解約することができるものとする。

第8条 賃料は賃貸人の指定する下記の金融機関に振込むか、賃貸人の自宅まで持参するものとする。

振込金融機関 [REDACTED]
口座名義 [REDACTED]
口座番号 [REDACTED]

第9条 この他定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。

上記の通り、契約したことを証するため署名・押印のうえ、双方各一通を保有するものとする。

平成 28 年 12 月 28 日

賃貸人

住所 [REDACTED]

氏名

住所 富山市今富30-1-202

賃借人

氏名 奥野 詠子

整理番号	674	事業概要*	新聞購読		
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	北日本新聞 5月分 富山新聞 5月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	北日本新聞	3,072	5月分	3,072 円	
	富山新聞	3,072	5月分	3,072 円	
	《合計》*	6,144			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること)					

收受 令和元年8月7日
 決裁 令和元年8月26日
 処理 令和元年8月26日

2019年5月分 領収証 発証No. 00000905-201905-1

奥野 詠子 様

品 名	部 数	金 額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合 計 金 額
¥3,072
 (消費税込み)

※お支払いの現金は、当店に限りお預けください。お預けの現金は、お預けの現金として扱われ、お預けの現金は、お預けの現金として扱われ、お預けの現金は、お預けの現金として扱われます。

ご購入ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購入有難うございます
上記金額正に領収致しました

076-425-4061

2019年5月28日 領収

北日本新聞



領収証 19年05月 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘 柄	部 数	金 額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当



各種口座からの引落としや、コンビニ払い、
クレジットカード決済も承ります。

整理番号	675	事業概要*	新聞購読			
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	北日本新聞 6月分 富山新聞 6月分					
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	北日本新聞	3,072	6月分	3,072 円		
	富山新聞	3,072	6月分	3,072 円		
	《合計》*	6,144				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること)						

收受 令和元年8月7日
 決裁 令和元年8月26日
 処理 令和元年8月26日

2019年6月分 領収証 発証No 0000905-201906-1

奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
(消費税込み)

ご購入ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購読ありがとうございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

2019年6月27日領収

北日本新聞



領収証

19年06月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額

3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



各種口座からの引落としや、コンビニ払い、
クレジットカード決済も承ります。

整理番号	677	事業概要*	事務所賃料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料	7月分	(6/26)
	事務所費	51,500	円/月の内
	議員事務所	25,750	円/月
	詠桜会(後援会)	25,750	円/月
	駐車場	7,000	円/月の内
	議員事務所	3,500	円/月
	詠桜会(後援会)	3,500	円/月
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	賃借料 /	25,750	事務所賃料:25,750円/月 7月分 /
	賃借料 /	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 7月分 /
	《合計》*	29,250	

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種別	振替番号	処理番号	日付
お振込	0057765	01-06-26	
銀行番号	預金種別	科目・口座番号	取扱店番
0144			159
金額	万円	千円	円
	5	00	00
時刻	ご利用手数料	お取引金額	
14:55	¥432	¥54,000	円
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥432 000131

奥野 詠子 様

奥野 伊子 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種別	振替番号	処理番号	日付
お振込	0057769	01-06-26	
銀行番号	預金種別	科目・口座番号	取扱店番
0144			159
金額	万円	千円	円
	5	00	00
時刻	ご利用手数料	お取引金額	
14:56	¥432	¥7,000	円
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥432 000132

奥野 詠子 様

奥野 伊子 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

收受 令和元 年 8 月 7 日
 決裁 令和元 年 8 月 26 日
 処理 令和元 年 8 月 26 日

整理番号	678	事業概要	事務所賃料
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	06_資料作成費
		07_資料購入費	08_事務所費
		09_事務費	10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料 8月分 (7/17)		
	事務所費	51,500	円/月の内
	議員事務所	25,750	円/月
	詠桜会(後援会)	25,750	円/月
	駐車場	7,000	円/月の内
	議員事務所	3,500	円/月
	詠桜会(後援会)	3,500	円/月

経費の内容	金額(円)	備考
賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 8月分
賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 8月分
(合計)		
	29,250	

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の詳細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0056686	01-07-17	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			159
金額	千円	百円	十円
54	00	00	00
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
10:40	¥432	¥54,000	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥432
000022

奥野 詠子 様
奥野 詠子 様

オキノ IIC 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の詳細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0056690	01-07-17	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			159
金額	千円	百円	十円
7	00	00	00
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
10:40	¥432	¥7,000	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥432
000023

奥野 詠子 様
奥野 詠子 様

オキノ IIC 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

別紙に整理するこ

收受 令和 元 年 月 日
決裁 令和 元 年 11月 18日
処理 令和 元 年 11月 18日

整理番号	679	事業概要*	電話代
使途項目*	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	固定電話 6月請求分 8,482 円の内 議員事務所 4,241 円/月 詠桜会（後援会） 4,241 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	事務所費 電話代 /	4,241 /	8,482 円の内/2 6月請求分 /
	《合計》*	4,241 /	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2019年 6月ご請求分

金額(円)
¥8,482-

受取人
NITファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収書 附印
247479
'19.7.03
ローソン銀行 岩手支店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

收受 令和元 年 8 月 7 日
 決裁 令和元 年 8 月 26 日
 処理 令和元 年 8 月 26 日

整理番号	680	事業概要*	電気代
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	6月分 4,136 円の内 議員事務所 2,068 円/月 詠桜会（後援会） 2,068 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額（円）*	備考
	事務所費 電気代	2,068	4,136 円の1/2 6月分
	(合計)*	2,068	

《領収書貼付枠》（原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること）

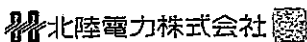
電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
年	月	金額	円
19	6	4136	
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子	横	消費税等相当額(再掲) 円
お支払期日	7月22日		精算額(再掲) 円
この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。			

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

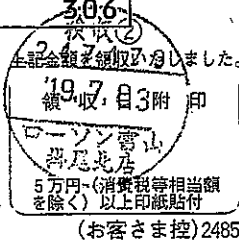
お客さま番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	4136	306
合計	4136	306



北陸電力株式会社
 お客さまサービスセンター
 TEL 0120-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。



收受 令和元年8月7日
 決裁 令和元年8月26日
 処理 令和元年8月26日

整理番号	681	事業概要*	人件費 /
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	5月分 /		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	人件費	75,000 /	150,000円の1/2 5月分 /
	(合計)*	75,000 /	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理するこ			

收受 令和元(2019)年8月7日
 決裁 令和元(2019)年8月26日
 処理 令和元(2019)年8月26日

勤務実績表

令和1年5月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	水			16	木	9:00 ~ 16:00	6
2	木			17	金	9:00 ~ 16:00	6
3	金			18	土		
4	土			19	日		
5	日			20	月	9:00 ~ 16:00	6
6	月			21	火	9:00 ~ 16:00	6
7	火	9:00 ~ 16:00	6	22	水	9:00 ~ 16:00	6
8	水	9:00 ~ 16:00	6	23	木	9:00 ~ 16:00	6
9	木	9:00 ~ 16:00	6	24	金	9:00 ~ 16:00	6
10	金	9:00 ~ 16:00	6	25	土		
11	土			26	日		
12	日			27	月	9:00 ~ 16:00	6
13	月	9:00 ~ 16:00	6	28	火	9:00 ~ 16:00	6
14	火	9:00 ~ 16:00	6	29	水	9:00 ~ 16:00	6
15	水	9:00 ~ 16:00	6	30	木	9:00 ~ 16:00	6
				31	金	9:00 ~ 16:00	6
小計			42	小計			72
				合計			114

賃金月額 150,000 円 /

自由民主党県議会議員	奥野詠子	政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子	その他費用50%	75,000円

雇用契約書

1. 雇用期間

平成29年2月1日から雇用し期間は定めないものとする。

2. 労働時間

午前9時00分から午後4時00分までとする。

3. 休憩時間

正午から午後1時までとする。

4. 休日

土、日曜日及び祝祭日

5. 勤務場所

自由民主党富山県議会議員 奥野詠子事務所 富山市大町282番地

6. 業務内容

政務活動調査に関すること。

7. 賃金等

月額150,000円(税込)、通勤手当は実費を支給するものとする。

8. 守秘義務

業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

9. その他

上記雇用条件について雇用者甲と被雇用者乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

平成29年2月1日

甲 雇用者 富山市今泉30-1

自由民主党富山県議会議員

奥野 詠子

乙 被雇用者

整理番号	682	事業概要*	人件費 /		
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費	・02_研修費	・03_広聴広報費	・04_要請陳情等活動費
		06_資料作成費	・07_資料購入費	・08_事務所費	・09_事務費
					・05_会議費
					・10_人件費
内容	6月分 /				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	6月分 /	
	(合計)*	75,000	/		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること)					

收受 令和元 年 8 月 7 日
 決裁 令和元 年 8 月 26 日
 処理 令和元 年 8 月 26 日

勤務実績表

令和1年6月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	土			16	日		
2	日			17	月	9:00 ~ 16:00	6
3	月	9:00 ~ 16:00	6	18	火	9:00 ~ 16:00	6
4	火	9:00 ~ 16:00	6	19	水	9:00 ~ 16:00	6
5	水	9:00 ~ 16:00	6	20	木	9:00 ~ 16:00	6
6	木	9:00 ~ 16:00	6	21	金	9:00 ~ 16:00	6
7	金	9:00 ~ 16:00	6	22	土		
8	土			23	日		
9	日			24	月	9:00 ~ 16:00	6
10	月	9:00 ~ 16:00	6	25	火	9:00 ~ 16:00	6
11	火	9:00 ~ 16:00	6	26	水	9:00 ~ 16:00	6
12	水	9:00 ~ 16:00	6	27	木	9:00 ~ 16:00	6
13	木	9:00 ~ 16:00	6	28	金	9:00 ~ 16:00	6
14	金	9:00 ~ 16:00	6	29	土		
15	土			30	日		
小計			60	小計			60
				合計			120

賃金月額

150,000 円

自由民主党県議会議員

奥野詠子

政務活動費50%

75,000円

奥野詠子

その他費用50%

75,000円

整理番号	683	事業概要*	人件費 /		
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	7月分 /				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考		
	人件費 /	75,000	150,000円の 1/2	7月分 /	
	(合 計)*	75,000	/		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理するこ					

收受 令和 元 年 8 月 7 日
 決裁 令和 元 年 8 月 26 日
 処理 令和 元 年 8 月 26 日

勤務実績表

令和1年7月

従事者名



日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	月	9:00 ~ 16:00	6	16	火		
2	火	9:00 ~ 16:00	6	17	水	9:00 ~ 16:00	6
3	水	9:00 ~ 16:00	6	18	木	9:00 ~ 16:00	6
4	木	9:00 ~ 16:00	6	19	金	9:00 ~ 16:00	6
5	金	9:00 ~ 16:00	6	20	土		
6	土			21	日		
7	日			22	月	9:00 ~ 16:00	6
8	月	9:00 ~ 16:00	6	23	火	9:00 ~ 16:00	6
9	火	9:00 ~ 16:00	6	24	水	9:00 ~ 16:00	6
10	水	9:00 ~ 16:00	6	25	木	9:00 ~ 16:00	6
11	木	9:00 ~ 16:00	6	26	金	9:00 ~ 16:00	6
12	金	9:00 ~ 16:00	6	27	土		
13	土			28	日		
14	日			29	月	9:00 ~ 16:00	6
15	月			30	火	9:00 ~ 16:00	6
				31	水	9:00 ~ 16:00	6
小計			60	小計			66
				合計			126

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員

奥野詠子 政務活動費50%

75,000円

奥野詠子 その他費用50%

75,000円

整理番号	743	事業概要	県政報告		
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	県政報告 vol. 25 10,000 部 324,000 円				
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備 考		
	印刷費	298,080	県政報告	vol. 25	10,000 部
					324,000 円
					$324,000 \times 0.92 = 298,080$ 円
		《合 計》	298,080		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 令和元年9月14日
 決裁 令和元年9月17日
 処理 令和元年9月18日

領 収 証

奥野詠子 様

平成 年 月 日

329,000

上記の金額正に領収いたしました

但し 県政報告 Vol.25 解代
10,000 部

有限 平野

綜合印刷社

〒939-8208 富山県新津町南2丁目3-9

TEL 076(425)8102

代表取締役

平野 敏



整理番号	<u>744</u>	事業概要*	県政報告			
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	県政報告 vol. 25 6月送付 支払い8月 後納郵便 @ 82 円 6,248 通 512,336 円					
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考			
	郵送費	471,349	県政報告	vol. 25	8/2	
			512,336 円			
			$512,336 \times 0.92 = 471,349$ 円			
	《合 計》*	471,349				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 令和 元 年 9 月 4 日
 決裁 令和 元 年 9 月 17 日
 処理 令和 元 年 9 月 18 日

通常払込資金 加入費負担		振替払込請求書 兼受領証	
00180	3	901196	
日本郵便株式会社			
千 百 十 万 千 百 十 円			
		5	1 2 3 3 6
939-8075 富山県富山市今泉30-1-202			
奥野 詠子 様			
日 附 印		01-08-02	
		富山南郵便局	
		(32213)	
		N94220003	

この振替証は、大切に保管してください。

後納郵便物等 取扱票(お客様用)

奥野 詠子 様
2001051013-000001-
0000000001-000001

[後納引受]
1 ゆうメール特別

50g 県内
082 6,248通 ¥512,336

合計 ¥512,336

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2019年 8月17日 18:05
担当: XXXXXXXXXX
発行No. 190617K9460 端211027449
連絡先: 富山南郵便局
TEL: 0570-021-680

取扱局 2001-322130
後納承認局 2001-322130
後納お取引番号 0001448174

この控は領収書ではありません。
各料金明細、合計は実際の請求と異なることがあります。

整理番号	745			事業概要	電気代		
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費	
内容	7月分 4,493 円の内 議員事務所 2,246 円/月 詠桜会（後援会） 2,247 円/月						
上記事業に要した経費	経費の内容	金額（円）		備 考			
	事務所費 電気代	2,246		4,493 円の1/2 7月分			
	《合 計》	2,246					
《領収書貼付枠》 （原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）							

收受 令和 元 年 9 月 4 日
 決裁 令和 元 年 9 月 17 日
 処理 令和 元 年 9 月 18 日

電気料金振込依頼書兼領収書


受取人	北陸電力株式会社				
年	月分	金額			円
19	7			4 4 9 3	
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子			消費税等相当額(再掲) 円	332
お支払期日	8月21日			精算額(再掲) 円	

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

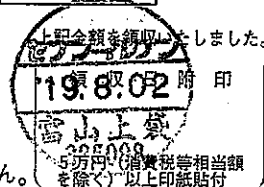
ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客さま番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	4493	332
合計	4493	332

 北陸電力株式会社
 お客さまサービスセンター
 TEL 0120-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。



(お客さま控) 2485

整理番号	746	事業概要	事務所賃料			
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料		9月分	(8/23)		
	事務所費		51,500	円/月の内		
	議員事務所		25,750	円/月		
	詠桜会(後援会)		25,750	円/月		
	駐車場		7,000	円/月の内		
	議員事務所		3,500	円/月		
詠桜会(後援会)		3,500	円/月			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月	9月分		
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月	9月分		
	《合計》*	29,250				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 令和元 年 9 月 4 日
 決裁 令和元 年 9 月 17 日
 処理 令和元 年 9 月 18 日

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付																				
お振込	0163846	01-08-23																					
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取戻店番号																				
0144			144																				
<table border="1"> <tr> <td>万円</td> <td>千円</td> <td>百円</td> <td>十円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		万円	千円	百円	十円	円						<table border="1"> <tr> <td>万円</td> <td>千円</td> <td>百円</td> <td>十円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		万円	千円	百円	十円	円					
万円	千円	百円	十円	円																			
万円	千円	百円	十円	円																			
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額																					
12:18	¥432円	¥54,000円																					
おつり	お取引後の残高																						
	円*****円																						

お願い………通帳へ記入されるまで大切に保管してください。
ATM振込の組戻しは「ご利用控え」を持参してください。

手数料のうち振込手数料 ¥432
000041

様

オクノ イコ 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

(送料 ¥1,500円
町内会費 2,500円)

北(201)5004 1/312 100x500 02

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付																				
お振込	0163850	01-08-23																					
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取戻店番号																				
0144			144																				
<table border="1"> <tr> <td>万円</td> <td>千円</td> <td>百円</td> <td>十円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		万円	千円	百円	十円	円						<table border="1"> <tr> <td>万円</td> <td>千円</td> <td>百円</td> <td>十円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		万円	千円	百円	十円	円					
万円	千円	百円	十円	円																			
万円	千円	百円	十円	円																			
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額																					
12:18	¥432円	¥7,000円																					
おつり	お取引後の残高																						
	円*****円																						

お願い………通帳へ記入されるまで大切に保管してください。
ATM振込の組戻しは「ご利用控え」を持参してください。

手数料のうち振込手数料 ¥432
000042

様

オクノ イコ 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

北(201)5004 1/312 100x500 03

整理番号	747	事業概要	電話代
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	固定電話 7月請求分 8,516 円の内 議員事務所 4,258 円/月 詠桜会(後援会) 4,258 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所費 電話代	4,258	8,516 円の1/2 7月請求分
	(合計)	4,258	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2019年 7月ご請求分

金額(円)
¥8,516-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附 印
[REDACTED]

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

收受 令和元(元)年9月4日
 決裁 令和元(元)年9月17日
 処理 令和元(元)年9月18日

整理番号	748	事業概要	電話代
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	固定電話 8月請求分 8,484 円の内 議員事務所 4,242 円/月 詠桜会（後援会） 4,242 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所費 電話代	4,242	8,484 円の1/2 8月請求分
	(合計)	4,242	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATM
お振込みは、お振込みの金額が正確であることを確認してください。お振込みの金額が正確でない場合は、お振込みの金額が正確であることを確認してください。

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2019年 8月ご請求分

金額(円)
¥8,484-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

19.8.21
NTTファイナンス株式会社

收受 令和元年9月4日
 決裁 令和元年9月17日
 処理 令和元年9月18日

整理番号	749	事業概要	人件費			
使途項目	10_人件費 /	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容	8月分 /					
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	人件費 /	75,000	150,000円の 1/2	8月分		
	(合計)*	75,000				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 令和 元 年 9 月 4 日
 決裁 令和 元 年 9 月 17 日
 処理 令和 元 年 9 月 18 日

勤務実績表

令和1年8月

従事者名

[Redacted Name]

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	木	9:00 ~ 16:00	6	16	金	9:00 ~ 16:00	6
2	金	9:00 ~ 16:00	6	17	土		
3	土			18	日		
4	日			19	月	9:00 ~ 16:00	6
5	月	9:00 ~ 16:00	6	20	火	9:00 ~ 16:00	6
6	火	9:00 ~ 16:00	6	21	水	9:00 ~ 16:00	6
7	水	9:00 ~ 16:00	6	22	木	9:00 ~ 16:00	6
8	木	9:00 ~ 16:00	6	23	金	9:00 ~ 16:00	6
9	金	9:00 ~ 16:00	6	24	土		
10	土			25	日		
11	日			26	月	9:00 ~ 16:00	6
12	月			27	火	9:00 ~ 16:00	6
13	火			28	水	9:00 ~ 16:00	6
14	水			29	木	9:00 ~ 16:00	6
15	木			30	金	9:00 ~ 16:00	6
				31	土		
小計			42	小計			66
				合計			108

賃金月額 150,000 円


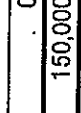



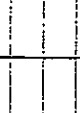

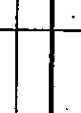





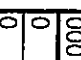










自由民主党県議会議員

奥野詠子 政務活動費50% 75,000円

奥野詠子 その他費用50% 75,000円

2019年度 賃金台帳

生年月日	雇人年月日	所 属	氏 名	性 别
██████████	2017.2.1	奥野詠子	██████████	█

賃金計算期間	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		合計	
	日数	時間	日数	時間	日数	時間	日数	時間	日数	時間	日数	時間	日数	時間	日数	時間	日数	時間	日数	時間	日数	時間	日数	時間		
労働日数	19	20	21	18																					78	
労働時間	114	120	126	108																					468	
労働時間外労働時間																									0	
休日労働時間																									0	
深夜労働時間																									0	
基本給		150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	600,000	
時間外手当																										0
休日労働手当																										0
深夜勤務手当																										0
通勤手当(課税)																										0
通勤手当(非課税)																										0
課税合計	0	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	600,000	
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給合計	0	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	600,000	
健康保険																										0
介護保険																										0
厚生年金																										0
雇用保険																										0
社会保険合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	0	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	600,000	
源泉徴収		8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	34,800
控除合計	0	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	34,800
差引支給額	0	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	565,200
領収日		5/20	6/20	7/19	8/20	8/20	8/20	8/20	8/20	8/20	8/20	8/20	8/20	8/20	8/20	8/20	8/20	8/20	8/20	8/20	8/20	8/20	8/20	8/20	8/20	
領収印																										

整理番号	1258	事業概要	新聞購読		
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	北日本新聞 7月分 ✓ 富山新聞 7月分 ✓				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	北日本新聞 ✓	3,380 ✓	7月分	3,380 円	
	富山新聞	3,072 ✓	7月分	3,072 円	
	(合計)*	6,452 ✓			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 令和元 年10月10日
 決裁 令和元 年10月31日
 処理 令和元 年10月31日

2019年7月分 領収証 発証No00000905-201907-1

奥野 詠子 様

品名	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,380

合計金額
¥3,380
(消費税込み)

ご購入ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購入有難うございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

2019年7月29日 領収

北日本新聞



領収証

19年07月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額

3,072

上記金額正に領収致しました。

品名	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



各種口座からの引落としや、コンビニ払い、
クレジットカード決済も承ります。

整理番号	1259		事業概要	新聞購読 ✓	
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	北日本新聞 8月分 富山新聞 8月分				
上記事業に関連した経費	経費の内容	金額(円)	備考		
	北日本新聞	3,380 ✓	8月分 ✓	3,380 円	
	富山新聞	3,072 ✓	8月分 ✓	3,072 円	
	(合計)	6,452 ✓			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 令和元 年10月10日
 決裁 令和元 年10月31日
 処理 令和元 年10月31日

2019年8月分 領収証 発証No 00000905-201908-1

奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,380

合計金額
¥3,380
 (消費税込み)

※この領収証は、領収書として有効です。領収書と領収証との違いは、領収書は領収者の印が必要で、領収証は領収者の印がなくても有効です。

ご購入ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました

076-425-4061

2019年8月28日 領収

北日本新聞



領収証

19年08月分 年月日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当



各種口座からの引落としや、コンビニ払い、
クレジットカード決済も承ります。

整理番号	1260	事業概要	上下水道料	
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費
				04_要請陳情等活動費
				05_会議費
				09_事務費
				10_人件費
内容	8月請求分 2,160 円の内 議員事務所 1,080 円 詠桜会（後援会） 1,080 円			
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考	
	事務所 上下水道代	1,080	2,160 円の1/2 8月請求分	
	《合計》	1,080		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 令和 元 年 10 月 10 日
 決裁 令和 元 年 10 月 31 日
 処理 令和 元 年 10 月 31 日

平成 31 年度 富山市水道料金等
納入通知書兼領収書

お客さま番号 XXXXXXXXXX

使用者 奥野 詠子 様

納入者 奥野 詠子 様

発行日 令和 元年 9 月 2 日

納期限 令和 元年 9 月 17 日

給水装置場所
富山市大町 (大町2区)
282

使用期間	令和 1. 6. 10 ~ 令和 1. 8. 9
口径	20 mm 用途 家事用
上水道使用水量	0 m ³
下水道使用水量	0 m ³
し尿くみ取り日・量	月 日 ℓ
	月 日 ℓ
	月 日 ℓ

令和元年 8月請求分

水道料金	864 円
内消費税 ()	64 円
下水道使用料	1,296 円
内消費税 ()	96 円
し尿くみ取り手数料	0 円
内消費税 ()	0 円
合計金額	2,160 円
内消費税 ()	160 円

お問合せ窓口は裏面に記載しております。
*領収日付印の押印によって効力が生じます。

富山市上下水道事業管理事務所代理



富山市上下水道局
出納・収納取扱金融機関
及びコンビニでは取入印紙不要

収納代行会社
(特電算システム)
(お客さま控)

口座番号 00720-5-960609
加入者名 富山市上下水道事業管理事務所代理者

整理番号	1261	事業概要	電気代								
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費	06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容	8月分 5,923 円の内 議員事務所 2,961 円/月 詠桜会（後援会） 2,962 円/月										
上記事業に要した経費	経費の内容	金額（円）	備考								
	事務所費 電気代	2,961	5,923 円の1/2 8月分								
	(合計)	2,961									
《領収書貼付枠》（原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）											

收受 令和 元 年10月10日
 決裁 令和 元 年10月31日
 処理 令和 元 年10月31日

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社				
年	月	日	金額		円
19	8			5 9 2 3	
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子			消費税等相当額(再掲) 円	438
お支払期日	9月20日			精算額(再掲) 円	

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客さま番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	5923	438
合計	5923	

検収②
247507
16438
給電課 印

9/3

北陸電力株式会社
お客さまサービスセンター
TEL 0120-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付

(お客さま控)2485

整理番号	1262	事業概要	事務所賃料			
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料 10月分 (10/2) 内 事務所費 51,500 円/月の内 議員事務所 25,750 円/月 詠桜会(後援会) 25,750 円/月 駐車場 7,000 円/月の内 議員事務所 3,500 円/月 詠桜会(後援会) 3,500 円/月					
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備 考			
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 10月分			
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 10月分			
	(合計)	29,250				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 令和元 年 10 月 10 日
 決裁 令和元 年 10 月 31 日
 処理 令和元 年 10 月 31 日

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0219891	01-10-02	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			159
振替枚数		除票枚数	
万円	五千円	二千円	千円
		500円	100円
		50円	10円
		5円	1円
時刻	ご利用手数料 (振込料等を含む)	お取引金額	
12:38	¥440円	¥54,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

お願い………
A.T.M.振込へ記入されるまで大切に保管してください。
A.T.M.振込の履歴はご利用控えを保持ください。

手数料のうち振込手数料 ¥440
000044

様

オクノ イコ 様

電話番号 076-492-2828

送料 51,500円
高価会費 2,500円

北陸銀行 108x500 CR

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0219895	01-10-02	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			159
振替枚数		除票枚数	
万円	五千円	二千円	千円
		500円	100円
		50円	10円
		5円	1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
12:39	¥440円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

お願い………
A.T.M.振込へ記入されるまで大切に保管してください。
A.T.M.振込の履歴はご利用控えを保持ください。

手数料のうち振込手数料 ¥440
000045

様

オクノ イコ 様

電話番号 076-492-2828

北陸銀行 108x500 CR

裏面もあわせてご覧ください。

整理番号	1263	事業概要	電気代
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	9月分 4,378 円の内 議員事務所 2,189 円/月 詠桜会（後援会） 2,189 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額（円）	備考
	事務所費 電気代	2,189	4,378 円の1/2 9月分
	(合計)	2,189	

《領収書貼付枠》（原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
年 月 日	金額	円	
19 9	4 3 7 8		
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子	消費税等相当額(再掲) 円	324
お支払期日	10月21日	精算額(再掲) 円	

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客さま番号

計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	4378	324
合計	4378	

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター
TEL 0120-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

上記金額を領収いたしました。

領収印
富山北陸電力店

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付

(お客さま控)2485

收受 令和元 年 10 月 10 日
 決裁 令和元 年 10 月 31 日
 処理 令和元 年 10 月 31 日

整理番号	1264	事業概要	電話代
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	固定電話 9月請求分 8,484 円の内 議員事務所 4,242 円/月 詠桜会（後援会） 4,242 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所費 電話代	4,242	8,484 円の1/2 9月請求分
	(合計)	4,242	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2019年 9月ご請求分

金額(円)
¥8,484-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

19.10.02

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

收受 令和元 年10月10日
 決裁 令和元 年10月31日
 処理 令和元 年10月31日

整理番号	1265	事業概要	人件費 /
使途項目	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	9月分 /		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	人件費 /	75,000	150,000円の 1/2 / 9月分 /
	《合計》	75,000 /	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 令和元 年10月10日
 決裁 令和元 年10月31日
 処理 令和元 年10月31日

勤務実績表

令和1年9月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	日			16	月		
2	月	9:00 ~ 16:00	6	17	火	9:00 ~ 16:00	6
3	火	9:00 ~ 16:00	6	18	水	9:00 ~ 16:00	6
4	水	9:00 ~ 16:00	6	19	木	9:00 ~ 16:00	6
5	木	9:00 ~ 16:00	6	20	金	9:00 ~ 16:00	6
6	金	9:00 ~ 16:00	6	21	土		
7	土			22	日		
8	日			23	月		
9	月	9:00 ~ 16:00	6	24	火	9:00 ~ 16:00	6
10	火	9:00 ~ 16:00	6	25	水	9:00 ~ 16:00	6
11	水	9:00 ~ 16:00	6	26	木	9:00 ~ 16:00	6
12	木	9:00 ~ 16:00	6	27	金	9:00 ~ 16:00	6
13	金	9:00 ~ 16:00	6	28	土		
14	土			29	日		
15	日			30	月	9:00 ~ 16:00	6
小計			60	小計			54
				合計			114

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員

奥野詠子 政務活動費50% 75,000円

奥野詠子 その他費用50% 75,000円

2019年度 賃金台帳

生年月日	雇入年月日	所 属	氏 名	性 別
■■■■	2017.2.1	奥野詠子	■■■■	■■

賃金計算期間	2019年度												合計
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	
労働日数		19	20	21	18	19							97
労働時間		114	120	126	108	114							582
休日労働時間													0
深夜労働時間													0
基本給		150,000	150,000	150,000	150,000	150,000							750,000
時間外手当													0
休日労働手当													0
深夜勤務手当													0
通勤手当(黒税)													0
通勤手当(非課税)													0
課税合計	0	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000							750,000
非課税合計	0	0	0	0	0	0							0
総支給合計	0	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000							750,000
健康保険													0
介護保険													0
厚生年金													0
雇用保険													0
社会保険合計	0	0	0	0	0	0							0
課税対象額	0	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000							750,000
源泉徴収		8,700	8,700	8,700	8,700	8,700							43,500
控除合計	0	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700							43,500
差引支給額	0	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300							706,500
領収日		5/20	6/20	7/19	8/20	9/20							
領収印		●	●	●	●	●							

整理番号	1539	事業概要	県政報告	
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費
内容	県政報告 vol. 26 8月送付 支払い9月 後納郵便 @ 82 円 6,316 通 517,912 円 ✓			
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考	
	郵送費	481,658	県政報告 vol. 26	
			517,912 円	
			517,912 × 0.93 = 481,658 円	
	《合計》	481,658		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 令和 元 年 / 月 28 日
 決裁 令和 元 年 / 月 11 日
 処理 令和 元 年 / 月 11 日

後納郵便物等
取扱票(お客様用)

奥野 詠子 様
2001051013-000001-
0000000001-000001

【後納引受】

1 ゆうメール特別

082 50g 県内
6,316通

¥517,912

△計 ¥517,912

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年 8月26日 19:23
担当：[REDACTED]
発行No. 190826K9835 端211027449
連絡先：富山南郵便局
TEL:0570-021-680

取扱局 2001-322130
後納承認局 2001-322130
後納お取引番号 0001448174

この控は領収書ではありません。
各料金明細、合計は実際の請求と
異なることがあります。

領 収 書 (Receipt)

発行日 2019年10月 6日

お客さま氏名 (Customer)
奥野 詠子

様

右記、金額を 2019年 9月 20日付けで

口座振替により領収致しました。

ご請求番号 (Billing ID)	322130-1007499-00
ご請求の内訳 (Billing Details) 用額	2019/08/01~2019/08/31 料金後納ご利
領収金額 (Amount Paid) (うち消費税相当額)	521,491 円 38,612 円
金融機関	北陸 本店営業部

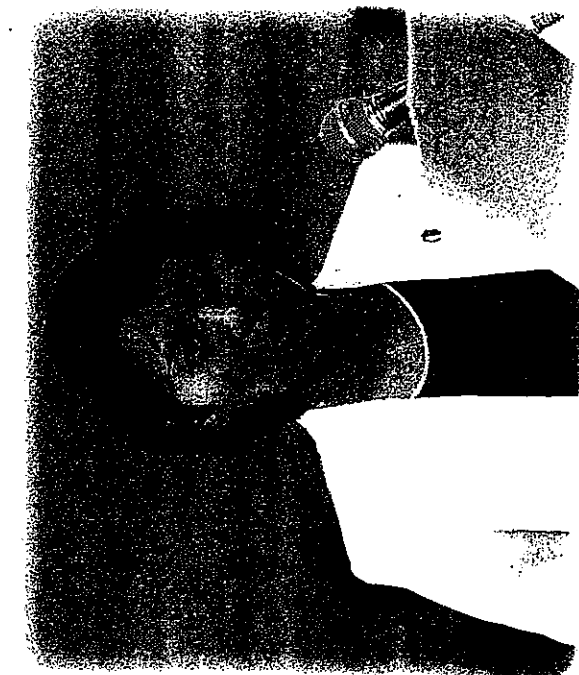
印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

日本郵便株式会社 

うち

- 果敢額等 101.26 分 517,912円

- その他分 3,579円



おくのえいこ県政報告

Vol.26

令和元年8月発行
発行：自由民主党
富山県議会議員会

明日の富山県を創る！

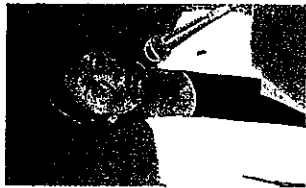
Q. 社会的養育推進計画は、社会的養育を推進するための体制構築を含め、社会的養育の将来像を示すものにならなければならない。厚としてどのようなビジョンを持って計画策定を進めていくのか、所見を伺う。

この計画の策定にあたっては、社会的養育の対象となる当事者の参画が求められている。

A. 知事

平成28年の児童福祉法改正では、子どもの家庭養育を優先することが原則として記されたため、県としては、新たな社会的養育推進計画において、家庭と同様の養育環境である里親等への委託の推進や、家庭的な環境で子どもに寄り添った質の高い養育を進めるための児童養護施設等の小規模化・多機能化・機能転換、これらを支える児童相談所等の体制及び専門性の強化、などについて盛り込み、できるだけ数値目標を掲げて推進したいと考えている。

8月頃に開催する検討委員会において、それぞれ課題や対応策などについて有識者から意見を伺うとともに、当事者である社会的養育経験者を対象としたアンケート調査の実施も検討しており、本県の実情に合った社会的養育のあり方について検討を進め、今年度末を目途に計画を策定したい。



児童養育経験者との対話の様子



4月の統一地方選（県議選）を受けて、令和元年の6月定例会から、大きく変わったことが2つあります。

ひとつは会派の構成。本会議における代表質問の権限は、4人以上の会派に対して与えられています。この代表質問権のある会派が自民党会派のみとなりました。これまでは、自民党のほか、社民党が代表質問の要件を満たす会派でしたが、改選を受けての会派の人数は、自民党32人、社民党3人、共産党会派2人、公明党1人、至誠（自民党公認候補のひとり会派）1人、無所属の会1人となっています。ちなみに全議席の8割を自民党会派が占める都道府県議会には他になく、自民党組織率が全国1位の議会となりました。

もうひとつは質問時間の配分。県議会では、本会議および予算特別委員会は、会派の人数によって質問時間を振り分けています。

今回の改選を受けて、自民党が議席を伸ばす結果となったため、質問時間の配分を見直したところ、本会議の時間枠も含めて変更となりました。県議会の本会議は、質問者の発言時間が20分と定められています。そこに答弁が加わると、ひとり当たり概ね1時間の持ち時間。1日当たり5人が質問に立つ形で行っていましたが、今回の6月定例会から、1日当たりの質問者は6人へと増員されました。本会議の目的に裏切られたい形になります。（念のため付け加えると、自民党が圧倒的多数の富山県議会では、ひとり当たりの質問時間は少数会派が優遇されるよう配慮してあります。）

定例会毎の本会議が拡大し、様々な角度から議論する時間が増えたこと自体は歓迎しますが、議場の椅子に盛りつばなしの時間が長くなったのは、原簿の観点からは悩ましいところです。

9月議会では、9月26日(木)10:00～予算特別委員会にて質問いたします。ケープルテレビ、インターネットで視聴いただけます。

2月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページで<https://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>をご覧ください。

ホームページ <http://www.okunoelko.jp/> ぜひご覧ください。
Facebook 友誼リンクエストの際はメッセージと一緒に送って頂くようお願いいたします。
Twitter 本人アカウント 奥野詠子 (@Eiko_Okuno) 後援会アカウント 奥野詠子県議 後援会 詠俊会 (@eloiokai)

富山県議会議員事務所
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421 E-mail: okuno.elko@lime.plala.or.jp
〒939-8073 富山市大町2-8-2 TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536



大暮の候、皆様におかれましては、本年ご清祥のこととお慶び申し上げます。

先の参院院議員選挙でも自民党に対しまして、ご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。今年は4月に統一地方選挙が執行されたばかりであり、統一地方選と参院選が同じ年に執行される12年に一度の年となりました。この改選選挙と呼ばれる年の参院選は、これまで自民党にとって逆風となることが多いと言われていましたが、富山選挙区においては現職の憲政茂徳が全国4位の得票率で再選を果たすことができました。

さて先般、私も三期目の任期がスタートし、最初の定例会が開催されました。私は予算特別委員会にて質問に立つ一方、副委員長の大役も務めさせていただきました。予算特別委員会の委員長、副委員長は定例会毎に交代しますが、今後2年間務める経営企画常任委員会の委員長職とともに、進行役の緊張感を痛感した定例会となりました。

予算特別委員会や常任委員会は、本会議と異なり一問一答の質疑となるため、議論の行方に注視し、采配する必要があります。今後とも議論がより深まっていくよう努めていきたいと思っております。

今夏も暑い日が続きますが、皆様体調などお気を付け下さい。十分ご自愛ください。

富山県議会議員
奥野 詠子

整理番号	1549			事業概要	新聞購読	
使途項目	07_資料購入費		01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	北日本新聞 9月分 富山新聞 9月分					
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)		備考		
	北日本新聞	3,380	✓	9月分	3,380 円	
	富山新聞	3,072	✓	9月分	3,072 円	
	(合計)	6,452	✓			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

9/30

收受 令和元 年 11 月 28 日
 決裁 令和元 年 12 月 11 日
 処理 令和元 年 12 月 11 日

2019年9月分 領収証 発証No.00000905-201909-1

奥野 詠子 様

品名	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,380

合計金額
¥3,380
 (消費税込み)

ご購入ありがとうございます。
 クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購読有難うございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

2019年9月26日領収

北日本新聞



領収証

19年09月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



各種口座からの引落としや、コンビニ払い、
クレジットカード決済も承ります。

整理番号	1541	事業概要	新聞購読		
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	北日本新聞 10月分 富山新聞 10月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	北日本新聞	3,380	10月分	3,380 円	10/31
	富山新聞	3,072	10月分	3,072 円	
(合計)*	6,452				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 令和 元 年 11 月 28 日
 決裁 令和 元 年 12 月 11 日
 処理 令和 元 年 12 月 11 日

2019年10月分 領収証 発証No.00000905-201910-1

奥野 詠子 様

品 名	部 数	金 額
北日本新聞朝刊	1	3,380

合計金額	¥3,380
(消費税込み)	

※お振替の場合は、お振替手数料がかかります。お振替の場合は、お振替手数料がかかります。

ご購入ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購読ありがとうございます
上記金額正に領収致しました

076-425-4061

2019年10月28日領収

北日本新聞



領収証

19年10月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

品 名	部 数	金 額
富山新聞※	1	3,072



上記金額正に領収致しました。
8%税率対象合計 3,072
10%税率対象合計 0
富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当



※は軽減税率対象品目
金額は税込金額

各種口座からの引落としや、コンビニ払い、
クレジットカード決済も承ります。

整理番号	1542	事業概要	人件費		
使途項目	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	10月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	人件費 /	75,000	150,000円の 1/2	10月分	19/21
	(合計)*	75,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 令和 元 年 11 月 28 日
 決裁 令和 元 年 12 月 11 日
 処理 令和 元 年 12 月 11 日

勤務実績表

令和1年10月

従事者名



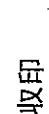





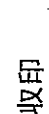





日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	火	9:00 ~ 16:00	6	16	水	9:00 ~ 16:00	6
2	水	9:00 ~ 16:00	6	17	木	9:00 ~ 16:00	6
3	木	9:00 ~ 16:00	6	18	金	9:00 ~ 16:00	6
4	金	9:00 ~ 16:00	6	19	土		
5	土			20	日		
6	日			21	月	9:00 ~ 16:00	6
7	月	9:00 ~ 16:00	6	22	火		
8	火	9:00 ~ 16:00	6	23	水	9:00 ~ 16:00	6
9	水	9:00 ~ 16:00	6	24	木	9:00 ~ 16:00	6
10	木	9:00 ~ 16:00	6	25	金	9:00 ~ 16:00	6
11	金	9:00 ~ 16:00	6	26	土		
12	土			27	日		
13	日			28	月	9:00 ~ 16:00	6
14	月			29	火	9:00 ~ 16:00	6
15	火	9:00 ~ 16:00	6	30	水	9:00 ~ 16:00	6
				31	木	9:00 ~ 16:00	6
小計			60	小計			66
				合計			126

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員	奥野詠子	政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子	その他費用50%	75,000円

2019年度 賃金台帳

生年月日	[REDACTED]	雇入年月日	2017.2.1	所 属	奥野詠子	氏 名	[REDACTED]	性 別	[REDACTED]
------	------------	-------	----------	-----	------	-----	------------	-----	------------

賃金計算期間	2019年度												合計
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	
労働日数		19	20	21	18	19	21						118
労働時間		114	120	126	108	114	126						708
時間外労働													0
休日労働													0
深夜労働													0
基本給		150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000					900,000
時間外手当													0
休日労働手当													0
深夜勤務手当													0
通勤手当(課税)													0
通勤手当(非課税)													0
課税合計	0	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000					900,000
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0					0
総支給合計	0	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000					900,000
健康保険													0
介護保険													0
厚生年金													0
雇用保険													0
社会保険合計	0	0	0	0	0	0	0	0					0
課税対象額	0	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000					900,000
源泉徴収		8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700					52,200
控除合計	0	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700					0
差引支給額	0	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300					52,200
領収日		5/20	6/20	7/19	8/20	9/20	10/21						847,800
領収印													

整理番号*	1543	事業概要*	県政報告		
使途項目*	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	県政報告 vol. 26 7,000 部 275,400 円				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考		
	印刷費	256,122	県政報告	vol. 26	7,000 部
					275,400 円
			275,400 × 0.93 = 256,122 円		
	(合 計)*	256,122			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 令和 元 年 11 月 28 日
 決裁 令和 元 年 12 月 11 日
 処理 令和 元 年 12 月 11 日

領 収 証

奥野詠子 様

元年11月20日

¥ 275,400

上記の金額正に領収いたしました
但し 奥野報告 Vol.26 2,000部



有限 平野 綜合印刷社
〒939-8208 富山県新湊町南2丁目3-9
TEL 076(426)8102
代表取締役 平野 敏

Q 社会的養育推進計画は、社会的養育を推進するための体制構築を含め、社会的養育の将来像を示すものになると考えるが、県としてどのようなビジョンを掲げて計画策定を進めているのか、所見を伺う。

計画の策定にあたっては、社会的養育の対象となる当事者の参画が求められている。

A 知事

平成28年の児童福祉法改正では、子どもの家庭養育を優先することが原則として明記されたため、県としては、新たな社会的養育推進計画において、家庭と同様の養育環境である里親等への委託の推進や、家庭養育を進めるための児童養護施設等の小規模化、多機能化・機能転換、これらを支える児童相談所等の体制及び専門性の強化、などに力をつけて推進したいと考えている。

8月頃に開催する検討委員会において、それぞれ課題や対応案などについて有識者から意見を伺うとともに、当事者である社会的養育経験者を対象としたアンケート調査の実施も検討しており、本県の実情に沿った社会的養育のあり方について検討を進め、今年度末を目途に計画策定したい。



岡山県知事 大内 航



4月の統一地方選（県議選）を受けて、令和元年度の6月定例会から、大きく変わったことが2つあります。

ひとつは会派の構成。本会議における代表質問の権利は、4人以上の会派に対して与えられています。この代表質問権のある会派が自民党会派のみとなりました。これまでは、自民党のほか、社民党が代表質問の要件を満たす会派でしたが、改選を受けての会派の人数は、自民党32人、社民党3人、共産党会派2人、公明党1人、至誠（自民党公認候補のひとり会派）1人、無所属の会1人となっています。ちなみに全議席の8割を自民党会派が占める都道府県議会とは異なり、自民党組織率が全国1位の議会となりました。

もうひとつは質問時間の配分。県議会では、本会議および予算特別委員会、会派の人数によって質問時間を振り分けています。

今回の改選を受けて、自民党が議席を伸ばす結果となったため、質問時間の配分を見直したところ、本会議の時間も合わせて変更となりました。県議会の本会議は、質問者の発言時間が20分と定められています。そこに答弁が加わると、ひとり当たり概ね1時間の持ち時間。1日当たり5人が質問に立つ形でしたが、今回の6月定例会から、1日当たりの質問者は6人へと増員されました。本会議の日数に変わりはありませんが、本会議での質問そのものが拡大された形になります。（念のため付け加えると、孤児院が圧倒的多数の富山県議会では、ひとり当たりの質問時間は少数会派が優遇されるよう配慮してあります。）

定例会毎の本会議が拡大し、様々な角度から議論する時間が増えたこと自体は歓迎しますが、議場の椅子に座りつづける時間が長くなったのは、腰痛の観点からは個まじいところです。

9月議会では、9月26日(木)10:00～予算特別委員会にて質問いたします。ケーブルテレビ、インターネットで視聴いただけます。

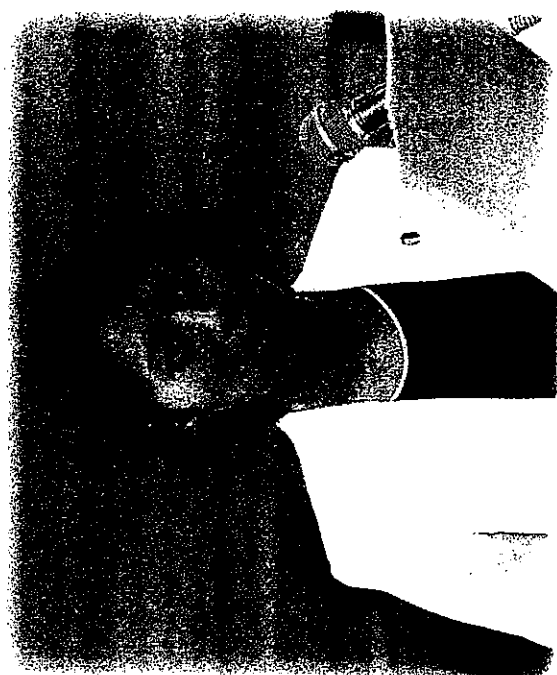
2月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページ <http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/> でご覧いただけます。

ホームページ <http://www.okunoelko.jp/> ぜひご覧ください。
Facebook 友達リクエストの際はメッセージと一緒に送って頂くようお願いいたします。
Twitter 本人アカウント 奥野詠子 (@Eiko_Okuno) 後援者アカウント 奥野詠子県議 後援会 詠歌会 (@eikoai)

富山県議会自民党控室
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536
E-mail:okuno.eiko@lime.plala.or.jp

連絡先

おくのえいこ県政報告 Vol.26
令和元年8月発行
発行：自由民主党 富山県議会議員 奥野 詠子



大者の候、皆様におかれましては、基々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

先の参議院議員選挙でも自民党に対しまして、ご理解ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。今年は4月に統一地方選挙が執行されたばかりであり、統一地方選と参院選が同じ年に執行される12年に一度の年となりました。この改年選挙と呼ばれる年の参院選は、これまで自民党にとって逆風となることが多いと言われていましたが、富山選挙区においては現職の豊茂茂枝補が全国4位の得票率で再選を果たすことができました。

さて先般、私三期目の任期がスタートし、最初の定例会が開催されました。私は予算特別委員会にて質問に立つ一穴、副委員長の大役も務めさせていただきました。予算特別委員会の委員長、副委員長は定例会毎に交代しますが、今後2年間務める経営企画常任委員会の委員長職とともに、進任後の緊張感を痛感した定例会となりました。

予算特別委員会や常任委員会は、本会議と異なり一問一答の質疑となるため、議論の行方に注視し、采配する必要があります。今後とも議論がより深まっていくよう努めていきたいと思っております。

今夏も暑い日が続きますが、皆様、体調など崩しませんよう十分ご自愛ください。

富山県議会議員
奥野 詠子

児童虐待及びDV被害者数への対応について

Q 全国の児童相談所における相談対応件数は年々増加し、この10年で3倍以上。また、心理的虐待件数の増加傾向が伺えるが、本県の虐待相談対応件数の推移と傾向について、伺う。

A 厚生部長

児童虐待相談対応件数については、平成20年度は2998件、平成29年度は7994件となっており、この10年間で2.7倍に増加している。虐待の種類別では、心理的虐待が増加しており、面談DVを含む心理的虐待に關する警察からの通告の増加が要因と考えている。また、児童相談所への対応として、施設入所等が必要となるような比較的重い案件は、平成29年度から平成28年度は26件とほぼ横ばい状態にあるが、平成29年度は11件と増加している。児童虐待通告における児童の意識等が背景にあると考えている。

面談DVについて

面談DV：目の前でDVが行われ、それを目撃すること。子どもに対する直接的な暴行がなくとも、両親等の間で行われるDVを子どもが目撃した場合は、面談DVとなり、心理的虐待に当たるとされる。

Q 児童虐待と関係が深いと指摘されるDVについて、男性被害者の増加が指摘されているが、本県の状況はどうか、伺う。

警察本部

警察本部の公表している男性被害者からのDV相談等件数は、平成29年度では1万2440件と、全体の17.2%にあたり、平成25年からの5年間で4倍に急増している。

A 警察本部長

平成30年中の県警察における配偶者等からの暴力事案等の相談等受理件数は4344件であり、平成25年の416件以降、ほぼ横ばい状態を推移している。そのうち、男性が被害者となる事案の相談等受理件数は、平成30年は93件で全体の約2.1%であり、平成25年の30件、約7.2%と比較すると、件数・割合ともに、約3倍に増加している。

Q 今回の児童虐待防止関連法の改正により、児童相談所における介入機能と支援機能の分離が明文化されたところであり、法の趣旨に沿った体制が望ましいと考えるが、本県ではどのように取り組むのか、伺う。

厚生部長

国の報告書によると、一時保護等の介入機能と措置決定後の保護者等への支援機能を同一機関が行うことで、保護者等との関係を悪化するおそれ、必要な保護を躊躇する。また、親の意向に反する一時保護を行った結果、信頼関係が築けず、その後の支援が進まない、といった問題が指摘されている。これらの指摘を受け、今般の児童福祉法等の一部改正では、一時保護等と行った児童福祉法以外のものに保護者への指導を行わせることとされた。令和3年4月1日施行。

A 厚生部長

介入業務と支援業務の機能分化にあたっては、その役割分担や人員配置の在り方、業務の引継ぎ方、タイミングなど課題もあることから、国において、適切な業務の在り方等についての指針を示していただけるよう働きかけるとともに、既に機能分離している他県の状況等も研究し、法改正に適切に対応できるよう準備していきたい。

Q 児童心理治療施設について、本県でも設置すべきであり、今年度末までに策定される社会的養育推進計画に盛り込むべきと考えるが、所見を伺う。

厚生部長

児童心理治療施設：いじめ、虐待、発達障がい等、様々な原因により、心理的・精神的問題を抱え、日常生活の多岐にわたり支援を必要としている子どもたちに、適所もしくは入所にて治療・支援を行う施設。医師や看護師等、様々な専門職の配置基準が設けられている。国は各都道府県に最低1か所の設置を求めており、現在36道府県で合計51か所に設置されているが、本県には設置されていない。本県の日本海側では4か所と格に少ない。県内のそうした子どもたちの支援については、児童養護施設が十分でない人員配置の中、独自に取り組んでいるのが現状である。

A 厚生部長

Q 社会の変化や男性のDV被害者の増加、また子どもの利益を最優先にする観点に立つと、女性相談センターと配偶者暴力相談支援センターの機能は必ずしも一致しなくなっている。例えば、女性相談センターと配偶者暴力相談支援センターを分離し、若年化が進む児童相談所の運営と合わせて機能統合するなど、被害者が性別を問わず、利用しやすい体制を整えるべきと考えるが、所見を伺う。



厚生部長

本県では、女性相談センター内に配偶者暴力相談支援センターが設置されており、女性相談センターは女性しか出入りできないため、男性DV被害者は別の配偶者暴力相談支援センターを利用することができない。またDV被害者が子どもを連れて一時避難をする際、中学生以上の男児はセンター内に入内できないことから、男児は女性相談センター、子どもは児童相談所と別々に保護されている。加えて、現児童相談所は、富山・高岡ともに老朽化が進んでおり、職員数の増加から手狭になっている上、一時保護スペースは男児、女児のスペースが区別されていない問題がある。

A 知事

児童虐待とDVの複合案件のような場合は、子ども同伴のDV被害者の一時保護への対応は、子どもと一緒に一時保護されることを望ましい場合であっても、子どもの性別や年齢により一緒に一時保護することが困難な場合がある。今後どのように対応することがより適切か他県の事例等も調査し、よく検討していきたい。

また、児童虐待とDVが重複した痛ましい案件も全国的には発生していることから、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携の一層の強化を図る必要がある。

児童相談所と配偶者暴力相談支援センター両機関の機能統合・併設の委員のご提案については、児童相談所の老朽化、職員の増員により建物の手狭になっているなどの課題もあることから、今後8月頃に開催する児童虐待に関する検討委員会において、児童相談所の体制強化や関係機関との連携についても検討したい。

A 知事

児童心理治療施設の設置にあたっては、とりわけ全国的に不足している虐待や家族問題に理解の深い児童精神科医の確保が必要であること、児童養護施設等との連携や役割分担についての整理が必要であることなどの課題があると考えており、近隣の状況も踏まえる必要があると考えている。こうした課題も踏まえ、8月頃に開催する児童虐待に関する検討委員会において、社会的養育推進計画案についても意見を伺い、その中で、心理的・精神的な問題を抱え日常生活の多岐にわたり支援を必要とする子どもへの支援のあり方についても、検討していきたい。



Q 児童精神科医は全国的に不足しており、確保策ではなく、医師に対しての研修等、児童精神科医の育成施策が重要であると考えるが、県では今後どのように児童精神科医の育成に取り組んでいくのか、所見を伺う。

厚生部長

県内の児童精神科医からは、2〜3年に1人程度の育成確保が必要と指摘されている。

A 厚生部長

子どもの精神疾患、発達障がい、虐待など子どもの心の諸問題は増加しており、こうした診療を担う児童精神科医などの確保・養成が重要である。

平成30年に始まった新専門医制度として、精神科医又は小児科医のうち、より細分化された専門分野の医師である「子どものこころ専門医」が創設され、令和3年度から本格的に開始されると伺っている。

県としては、引き続き児童精神科医の養成を国に要望するとともに、科医の育成・確保に努めたい。

さらに、発達障がい児への対応として、国立精神・神経医療研究センターにおける発達障がいに関する研修を受講する県内医師の支援や、県医師会と連携し、かかりつけの小児科医等に対する対応力向上研修を行うなど、引き続き、地域における支援体制の整備にも努めていきたい。

整理番号	1544	事業概要*	事務所賃料	
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容	事務所・駐車場 賃料 11月分 (10/23)			
	事務所費 51,500 円/月の内			
	議員事務所 25,750 円/月			
	詠桜会(後援会) 25,750 円/月			
	駐車場 7,000 円/月の内			
上記事業に要した経費	経費の内容*		金額(円)*	備考
	賃借料		25,750	事務所賃料:25,750円/月 11月分
	賃借料		3,500	駐車場賃料:3,500円/月 11月分
《合計》*		29,250		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

19/2

收受 令和 元 年 11 月 28 日
 決裁 令和 元 年 12 月 11 日
 処理 令和 元 年 12 月 11 日

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	004	1285	01-10-23
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取付枚数
0144			159
万円	千円	百円	十円
時刻	ご利用手数料 (消費税率を含む)	お取引金額	
12:55	¥440円	¥54,000円	
おつり	お取引後の残高		
円*****円			
手数料のうち振込手数料		¥440	
		000055	
様		(51,500円)	
奥ノ IIC 様		商登会	
		2500円	
電話番号 076-492-2828			

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	004	1289	01-10-23
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取付枚数
0144			159
万円	千円	百円	十円
時刻	ご利用手数料 (消費税率を含む)	お取引金額	
12:55	¥440円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		
円*****円			
手数料のうち振込手数料		¥440	
		000057	
様			
奥ノ IIC 様			
電話番号 076-492-2828			

裏面もあわせてご覧ください。

整理番号	1525	事業概要*	事務所賃料								
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費	06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料 12月分 (11/19)										
	事務所費	51,500 円/月の内									
	議員事務所	25,750 円/月									
	詠桜会(後援会)	25,750 円/月									
	駐車場	7,000 円/月の内									
	議員事務所	3,500 円/月									
	詠桜会(後援会)	3,500 円/月									
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考								
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 12月分								
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 12月分								
	(合計)*	29,250									
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)											

收受 令和元年11月28日
 決裁 令和元年12月11日
 処理 令和元年12月11日

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	振込番号	処理番号	日付																				
お振込	0054013	01-11-19																					
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号																				
0144			159																				
<table border="1"> <tr> <td>万円</td> <td>五千円</td> <td>二千円</td> <td>千円</td> <td>500円</td> <td>100円</td> <td>50円</td> <td>10円</td> <td>5円</td> <td>1円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				万円	五千円	二千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円										
万円	五千円	二千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円														
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額																					
16:05	¥440円	¥54,000円																					
おつり	お取引後の残高																						
	円*****円																						

手数料のうち振込手数料 ¥440
000086

様 (51,500円)

オクノ イコ 様 (商盛会 2,500円)

電話番号 076-492-2828

お預け………通帳へ記入されるお取引の明細は、ご利用の明細と一致するものとさせていただきます。

R10015012 ¥ 312 103x500 CR

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	振込番号	処理番号	日付																				
お振込	0054017	01-11-19																					
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号																				
0144			159																				
<table border="1"> <tr> <td>万円</td> <td>五千円</td> <td>二千円</td> <td>千円</td> <td>500円</td> <td>100円</td> <td>50円</td> <td>10円</td> <td>5円</td> <td>1円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				万円	五千円	二千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円										
万円	五千円	二千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円														
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額																					
16:05	¥440円	¥7,000円																					
おつり	お取引後の残高																						
	円*****円																						

手数料のうち振込手数料 ¥440
000088

様

オクノ イコ 様

電話番号 076-492-2828

お預け………通帳へ記入されるお取引の明細は、ご利用の明細と一致するものとさせていただきます。

R10015012 ¥ 312 103x500 CR

裏面もあわせてご覧ください。

整理番号	1046	事業概要	電気代		
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	10月分 4,034 円の内 議員事務所 2,017 円/月 詠桜会（後援会） 2,017 円/月				
上記事業に要した経費	経費の内容	金額（円）	備考		
	事務所費 電気代	2,017	4,034 円の1/2 10月分		
	(合計)	2,017			
《領収書貼付枠》（原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）					

1/5

收受 令和 元 年 11 月 28 日
 決裁 令和 元 年 12 月 11 日
 処理 令和 元 年 12 月 11 日

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社			
年 月 日	19	10	金額	4 0 3 4 円
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子			消費税等相当額(再掲) 円 298
お支払期日	11月20日			精算額(再掲) 円

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。
 ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客様番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	4034	298
合計	4034	298

211 4034 298
 43,110円
 上記金額を領収いたしました。
 領収日 附印
 5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付
 (お客様控)2485

北陸電力株式会社
 お客様サービスセンター
 電話 0120-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

整理番号	1547	事業概要	上下水道料 ✓			
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	10月請求分 ✓ 2,160 円の内/ 議員事務所 1,080 円 詠桜会（後援会） 1,080 円 ✓					
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考			
	事務所 上下水道代	1,080	2,160 円の1/2 10月請求分			
			✓			
	(合 計)*	1,080	✓			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

1/5

收受 令和 元 年 11 月 28 日
 決裁 令和 元 年 12 月 11 日
 処理 令和 元 年 12 月 11 日

平成 31 年度 富山市水道料金等
納入通知書兼領収書

お客さま番号 XXXXXXXXXX

使用者 奥野 詠子 様

納入者 奥野 詠子 様

発行日 令和 元年 11 月 1 日

納期限 令和 元年 11 月 15 日

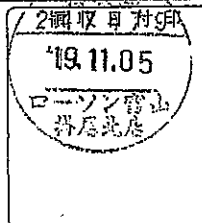
給水装置場所
富山市大町 (大町2区) 282

使用期間	令和 1. 8. 10 ~ 令和 1. 10. 5
口径	20 mm 用途 家事用
上水道使用水量	0 m ³
下水道使用水量	0 m ³
し尿くみ取り日・量	月 日 ℓ
	月 日 ℓ
	月 日 ℓ

令和元年10月請求分

水道料金	864 円
内消費税 ()	64 円
下水道使用料	1,296 円
内消費税 ()	96 円
し尿くみ取り手数料	0 円
内消費税 ()	0 円
合計金額	2,160 円
内消費税 ()	160 円

お問合せ窓口は裏面に記載しております。
*領収日付印の押印によって効力が生じます。



富山市上下水道事業管理課 税務課

富山市上下水道局

出納・収納取扱金融機関

及びコンビニでは収入印紙不要

収納代行会社

口座番号 00720-5-960609

特電算システム

加入者名 富山市上下水道事業管理課 税務課

(お客さま控)

整理番号	15748	事業概要	電話代			
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	固定電話 10月請求分 8,657 円の内 議員事務所 4,328 円/月 詠桜会（後援会） 4,329 円/月					
上記事業に要した各費	経費の内容*	金額(円)*	備 考			
	事務所費 電話代	4,328 /	8,657 円の1/2	10月請求分	11/5	
	(合 計)*	4,328 /				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 令和 元 年 11 月 28 日
 決裁 令和 元 年 12 月 11 日
 処理 令和 元 年 12 月 11 日

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2019年10月ご請求分

金額(円)
¥8,657-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問い合わせ先 (無料)
0800-3335550

19.11.05
コーソウ野山
掛尾北店

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはコンビニエンスストアで現金を払込された場合は、お振込みの金額が正確であることを確認してください。

整理番号	2776	事業概要*	新聞購読
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	北日本新聞 11月分 富山新聞 11月分		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	北日本新聞	3,380	11月分 3,380 円
	富山新聞	3,072	11月分 3,072 円
	《合計》*	6,452	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 令和 2 年 3 月 6 日
 決裁 令和 2 年 4 月 15 日
 処理 令和 2 年 4 月 15 日

2019年11月分 領収証 発証No.00000905-201911-1

奥野 詠子 様

品名	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,380

合計金額
¥3,380
(消費税込み)

ご購入ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

再度ご購入有難うございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

2019年 11月 29日 領収

北日本新聞



領収証

19年 11月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,072

上記金額正に領収致しました。
8%税率対象合計 3,072
10%税率対象合計 0

富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



※は軽減税率対象品目
金額は税込金額

各種口座からの引落としや、コンビニ払い、
クレジットカード決済も承ります。

整理番号	2770	事業概要*	電話代
使途項目*	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	固定電話 11月請求分 8,659 円の内 議員事務所 4,329 円/月 詠桜会（後援会） 4,330 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	事務所費 電話代	4,329	8,659 円の内/2 11月請求分
	《合計》*	4,329	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2019年11月ご請求分

金額(円)
¥8,659-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

2019.11.25

收受 令和 2 年 3 月 30 日
 決裁 令和 2 年 4 月 15 日
 処理 令和 2 年 4 月 15 日

整理番号	2778	事業概要*	人件費
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	11月分		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	人件費	75,000	150,000円の 1/2 11月分 1/20
	《合計》*	75,000	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 令和 2 年 3 月 30 日
 決裁 令和 2 年 4 月 15 日
 処理 令和 2 年 4 月 15 日

勤務実績表

令和1年11月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	金	9:00 ~ 16:00	6	16	土		
2	土			17	日		
3	日			18	月	9:00 ~ 16:00	6
4	月			19	火	9:00 ~ 16:00	6
5	火	9:00 ~ 16:00	6	20	水	9:00 ~ 16:00	6
6	水	9:00 ~ 16:00	6	21	木	9:00 ~ 16:00	6
7	木	9:00 ~ 16:00	6	22	金	9:00 ~ 16:00	6
8	金	9:00 ~ 16:00	6	23	土		
9	土			24	日		
10	日			25	月	9:00 ~ 16:00	6
11	月	9:00 ~ 16:00	6	26	火	9:00 ~ 16:00	6
12	火	9:00 ~ 16:00	6	27	水	9:00 ~ 16:00	6
13	水	9:00 ~ 16:00	6	28	木	9:00 ~ 16:00	6
14	木	9:00 ~ 16:00	6	29	金	9:00 ~ 16:00	6
15	金	9:00 ~ 16:00	6	30	土		
小計			60	小計			60
				合計			120
賃金月額		150,000 円					
自由民主党県議会議員		奥野詠子	政務活動費50%			75,000円	
		奥野詠子	その他費用50%			75,000円	

整理番号	2779	事業概要*	事務所賃料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	事務所・駐車場 賃料 1月分 (12/20) /		
	事務所費	52,500 円/月の内	
	議員事務所	26,250 円/月	
	詠桜会 (後援会)	26,250 円/月	
	駐車場	7,000 円/月の内	
	議員事務所	3,500 円/月	
	詠桜会 (後援会)	3,500 円/月	
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額 (円) *	備考
	賃借料	26,250	事務所賃料:26,250円/月 1月分 52,500円 x 0.5
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 1月分 7,000円 x 0.5
	(合計) *	29,750	

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。ご利用の詳細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	1369924	01-12-20	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取次店番号
0144			101
お振込額	お振込手数料	お振込合計	
万円 五千円 二千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円			
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
12:00	¥440	¥55,000	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		
手数料のうち振込手数料 ¥440 000139			
[印] 様 (後料 52,500円 南高山高登会 2,500円)			
[印] IIC 様			
電話番号 076-492-2828			

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。ご利用の詳細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	1369928	01-12-20	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取次店番号
0144			101
お振込額	お振込手数料	お振込合計	
万円 五千円 二千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円			
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
12:01	¥440	¥7,000	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		
手数料のうち振込手数料 ¥440 000140			
[印] 様			
[印] IIC 様			
電話番号 076-492-2828			

収受 令和2年3月30日
 決裁 令和2年4月15日
 処理 令和2年4月15日

2019/12/1

奥野詠子様

TEL [REDACTED]

賃貸料変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたびの消費税のアップに伴い、賃貸料を下記の通り変更させていただきたくお知らせ致します。

何卒事情をお汲み取りのうえ、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

2020年1月以降 55,000円/月

(12月のお振込より上記金額にてお願い致します)

内訳

・ 賃料 52,500円
・ 南高商盛会費 2,500円

整理番号	2720	事業概要*	電気代
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	11月分 3,884 円の内 議員事務所 1,942 円/月 詠桜会（後援会） 1,942 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額 (円) *	備考
	事務所費 電気代	1,942	3,884 円の1/2 11月分
	《合計》*	1,942	

12/3

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

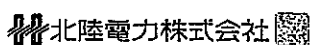
受取人	北陸電力株式会社		
年	月	金額	円
19	11	3,884	4
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子		消費税等相当額(再掲) 円
			353
お支払期日			精算額(再掲) 円
12月20日			

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客さま番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	3884	353
合計	3884	353



北陸電力株式会社
 お客さまサービスセンター
 TEL 0120-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

上記金額を領収いたしました。

領収 9月 附印
 19.12.26
 5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付
 (お客さま控)2485

收受 令和 2 年 3 月 20 日
 決裁 令和 2 年 4 月 15 日
 処理 令和 2 年 4 月 15 日

整理番号	2772	事業概要*	人件費
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内容	12月分		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	人件費	75,000	150,000円の 1/2 12月分 12/30
	《合計》*	75,000	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 令和 2 年 3 月 30 日
 決裁 令和 2 年 4 月 15 日
 処理 令和 2 年 4 月 15 日

勤務実績表

令和1年12月

従事者名



日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	日			16	月	9:00 ~ 16:00	6
2	月	9:00 ~ 16:00	6	17	火	9:00 ~ 16:00	6
3	火	9:00 ~ 16:00	6	18	水	9:00 ~ 16:00	6
4	水	9:00 ~ 16:00	6	19	木	9:00 ~ 16:00	6
5	木	9:00 ~ 16:00	6	20	金	9:00 ~ 16:00	6
6	金	9:00 ~ 16:00	6	21	土		
7	土			22	日		
8	日			23	月	9:00 ~ 16:00	6
9	月	9:00 ~ 16:00	6	24	火	9:00 ~ 16:00	6
10	火	9:00 ~ 16:00	6	25	水	9:00 ~ 16:00	6
11	水	9:00 ~ 16:00	6	26	木	9:00 ~ 16:00	6
12	木	9:00 ~ 16:00	6	27	金	9:00 ~ 16:00	6
13	金	9:00 ~ 16:00	6	28	土		
14	土			29	日		
15	日			30	月		
				31	火		
小計			60	小計			60
				合計			120

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員	奥野詠子	政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子	その他費用50%	75,000円

2019年度 賃金台帳

生年月日	雇入年月日	所 属	氏 名	性 別
	2017.2.1	奥野詠子		

賃金計算期間	2019年度												合計
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	
労働日数		19	20	21	18	19	21	20	20				158
労働時間		114	120	126	108	114	126	120	120				948
労働時間外労働時間													0
休日労働時間													0
深夜労働時間													0
基本給		150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000				1,200,000
時間外手当													0
休日労働手当													0
深夜勤務手当													0
通勤手当(課税)													0
通勤手当(非課税)													0
課税合計	0	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000				1,200,000
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
総支給合計	0	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000				1,200,000
健康保険													0
介護保険													0
厚生年金													0
雇用保険													0
社会保険合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
課税対象額	0	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000				1,200,000
源泉徴収		8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700				69,600
控除合計	0	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700				69,600
差引支給額	0	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300				1,130,400
領収日		5/20	6/20	7/19	8/20	9/20	10/21	11/20	12/20				
領収印		●	●	●	●	●	●	●	●				

整理番号	2720	事業概要*	事務所賃料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務所費
		05_会議費 10_人件費	
内容	事務所、駐車場 賃料 2月分 (1/20)		
	事務所費	52,500 円/月の内	
	議員事務所	26,250 円/月	
	詠桜会 (後援会)	26,250 円/月	
	駐車場	7,000 円/月の内	
	議員事務所	3,500 円/月	
	詠桜会 (後援会)	3,500 円/月	
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額 (円) *	備考
	賃借料	26,250	事務所賃料:26,250円/月 2月分 $52,500 \times 0.5$
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 2月分 $7,000 \times 0.5$
	《合計》*	29,750	

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	箱番号	処理番号	日付
お振込	1368867	02-01-20	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			101
万円	千円	円	500円
500円	100円	50円	10円
5円	1円		
時刻	ご利用手数料 (消費税込を含む)	お取引金額	
16:59	¥440	¥55,000	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥440 000284

奥野 様

奥野 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	箱番号	処理番号	日付
お振込	1368871	02-01-20	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			101
万円	千円	円	500円
500円	100円	50円	10円
5円	1円		
時刻	ご利用手数料 (消費税込を含む)	お取引金額	
16:59	¥440	¥7,000	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥440 000285

奥野 様

奥野 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

※、別紙に整理すること。

收受 令和 2年3月6日
 決裁 令和 2年4月15日
 処理 令和 2年4月15日

整理番号	2784	事業概要*	電気代
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	12月分 5,704 円の内 議員事務所 2,852 円/月 詠桜会 (後援会) 2,852 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額 (円) *	備考
	事務所費 電気代	2,852	5,704 円の1/2 12月分
	《合計》*	2,852	

《領収書貼付枠》。(原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
年	19	月	12
金額			5,704
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子		様 消費税等相当額(再掲) 円
			518
お支払期日	1月20日		繰上額(再掲) 円

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客さま番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	5704	518
合計	5704	518

北陸電力株式会社
 お客さまサービスセンター
 TEL 0120-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

上記金額を領収いたしました。
 領収日 附印
 5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付
 (お客さま控)2485

20.1.20

收受 令和 2 年 3 月 6 日
 決裁 令和 2 年 4 月 15 日
 処理 令和 2 年 4 月 15 日

整理番号	2785	事業概要*	上下水道料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	08_事務所費
		09_事務費	10_人件費
内容	12月請求分 / 2,200 円の内 議員事務所 1,100 円 詠桜会（後援会） 1,100 円		

上記事業に要した	経費の内容*	金額(円)*	備考
	事務所 上下水道代	1,100	2,200 円の1/2 12月請求分

平成 31 年度 富山市水道料金等
納入通知書兼領収書

お客様番号 []
 使用者 奥野 詠子 様
 納入者 奥野 詠子 様
 発行日 令和 2 年 1 月 6 日
 納期限 令和 2 年 1 月 15 日

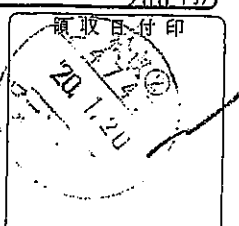
給水装置場所
富山市大町（大町2区） 282

使用期間	令和 1.10. 6 ~ 令和 1.12. 2
口径	20 mm 用途 家事用
上水道使用水量	0 m ³
下水道使用水量	0 m ³
し尿くみ取り日・量	月 日 ℓ 月 日 ℓ 月 日 ℓ

令和元年12月請求分

水道料金	880 円
内消費税	(80 円)
下水道使用料	1,320 円
内消費税	(120 円)
し尿くみ取り手数料	0 円
内消費税	(0 円)
合計金額	2,200 円
内消費税	(200 円)

お問合せ窓口は裏面に記載しております。
 *領収日付印の押印によって効力が生じます。



重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

20. 1. 20

收受 令和 2 年 3 月 6 日
 決裁 令和 2 年 4 月 15 日
 処理 令和 2 年 4 月 15 日

整理番号	2786	事業概要*	人件費
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	1月分		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	人件費	75,000	150,000円の 1/2 1月分 1/20
	《合計》*	75,000	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 令和 2 年 3 月 6 日
 決裁 令和 2 年 4 月 15 日
 処理 令和 2 年 4 月 15 日

勤務実績表

令和2年1月

従事者名



日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	水			16	木	9:00 ~ 16:00	6
2	木			17	金	9:00 ~ 16:00	6
3	金			18	土		
4	土			19	日		
5	日			20	月		
6	月	9:00 ~ 16:00	6	21	火	9:00 ~ 16:00	6
7	火	9:00 ~ 16:00	6	22	水	9:00 ~ 16:00	6
8	水	9:00 ~ 16:00	6	23	木	9:00 ~ 16:00	6
9	木	9:00 ~ 16:00	6	24	金	9:00 ~ 16:00	6
10	金	9:00 ~ 16:00	6	25	土		
11	土			26	日		
12	日			27	月	9:00 ~ 16:00	6
13	月			28	火	9:00 ~ 16:00	6
14	火	9:00 ~ 16:00	6	29	水	9:00 ~ 16:00	6
15	水	9:00 ~ 16:00	6	30	木	9:00 ~ 16:00	6
				31	金	9:00 ~ 16:00	6
小計			42	小計			66
				合計			108

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員	奥野詠子	政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子	その他費用50%	75,000円

2019年度 賃金台帳

生年月日	雇人年月日	所 属	氏 名	性 别
■■■■	2017.2.1	奥野詠子	■■■■	●

賃金計算期間	2019年												合計
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	
労働日数		19	20	21	18	19	21	20	20	18			176
労働時間		114	120	126	108	114	126	120	120	108			1,056
労働時間外労働時間													0
休日労働時間													0
深夜労働時間													0
基本給		150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000			1,350,000
時間外手当													0
休日労働手当													0
深夜勤務手当													0
通勤手当(課税)													0
通勤手当(非課税)													0
課税合計	0	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000			1,350,000
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
総支給合計	0	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000			1,350,000
健康保険													0
介護保険													0
厚生年金													0
雇用保険													0
社会保険合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
課税対象額	0	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000			1,350,000
源泉徴収		8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700			78,300
控除合計	0	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700			78,300
差引支給額	0	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300			1,271,700
領収日		5/20	6/20	7/19	8/20	9/20	10/21	11/20	12/20	1/20			
領収印		●	●	●	●	●	●	●	●	●			

整理番号	2790	事業概要*	事務所賃料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	事務所・駐車場賃料 3月分 (2/25)		
	事務所費	52,500 円/月の内	
	議員事務所	26,250 円/月	
	詠桜会 (後援会)	26,250 円/月	
	駐車場	7,000 円/月の内	
	議員事務所	3,500 円/月	
	詠桜会 (後援会)	3,500 円/月	
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額 (円)*	備考
	賃借料	26,250	事務所賃料:26,250円/月 3月分 52,500円×0.5 2/25
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 3月分 7,000円×0.5 2/25
	《合計》*	29,750	

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	1367783	02-02-25	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			101
事務手数料	消費税率		
万円 五千円 二千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円			
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
16:59	¥440円	¥55,000円	
おつり	お取引後の残高		
円	円		
手数料のうち振込手数料 ¥440			
000371			
奥野 様			
奥野 IIC 様			
電話番号 076-492-2828			

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	1367787	02-02-25	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			101
事務手数料	消費税率		
万円 五千円 二千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円			
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
16:59	¥440円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		
円	円		
手数料のうち振込手数料 ¥440			
000372			
奥野 様			
奥野 IIC 様			
電話番号 076-492-2828			

裏面もあわせてご覧ください。

收受 令和 2年 3月 6日
 決裁 令和 2年 4月 15日
 処理 令和 2年 4月 15日

整理番号	2791	事業概要*	電気代
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	08_事務所費
		09_事務費	10_人件費
内容	1月分 7,229 円の内 議員事務所 3,614 円/月 詠桜会(後援会) 3,615 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	事務所費 電気代	3,614	7,229 円の1/2 1月分
	《合計》*	3,614	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
年	月	金額	円
20	1		7 2 2 9
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子		消費税等相当額(再掲) 円
			657
お支払期日	2月21日		積算額(再掲) 円

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。
 ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客さま番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額(円)	消費税等相当額(再掲)(円)
211	7229	657
合計	7229	657

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター
 TEL 0120-776453

- 取納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

26,000
 記金額を領収いたしました。
 領収日 附印

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付
 (お客さま控)2485

收受 令和 2 年 3 月 6 日
 決裁 令和 2 年 4 月 15 日
 処理 令和 2 年 4 月 15 日

2/8

20.2.08

整理番号	2772	事業概要	電話代
使途項目*	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	固定電話 1月請求分 8,661 円の内 議員事務所 4,330 円/月 詠桜会（後援会） 4,331 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額（円）	備考
	事務所費 電話代	4,330	8,661 円の1/2 1月請求分 2/8
	《合計》	4,330	

《領収書貼付枠》（原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、本領2枚を551してください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取扱いしてください。

ご請求先氏名 奥野 詠子 様	
お客様番号 [REDACTED]	
2020年 1月ご請求分 金額(円) ¥8,661-	
受取人 NTTファイナンス株式会社	
お問合せ先 (無料) 0800-3335550	
領収日 附印 20.2.08	

20.2.08

收受 令和 2年 3月 6日
 決裁 令和 2年 4月 15日
 処理 令和 2年 4月 15日

整理番号	2710	事業概要*	人件費 /
使途項目*	10_人件費 /	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	2月分		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	人件費 /	75,000 /	150,000円の 1/2 / 2月分 /
	《合計》*	75,000 /	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 令和 2年3月6日
 決裁 令和 2年4月15日
 処理 令和 2年4月15日

経理番号	2824		事業概要	新聞購読	
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	北日本新聞 3月分 富山新聞 3月分				
上記経費に要した領収書	経費の内容	金額(円)	備考		
	北日本新聞	3,380	3月分	3,380 円	
	富山新聞	3,072	3月分	3,072 円	
	(合計)	6,452			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を枚し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 令和 2 年 4 月 3 日
 決裁 令和 2 年 4 月 15 日
 処理 令和 2 年 4 月 15 日

2020年 3 月分 領収証 発証No. 00000905-202003-1

奥野 詠子 様

品 名	部 数	金 額
北日本新聞朝刊	1	3,380

合 計 金 額
¥3,380
 (消費税込み)

ご購入ありがとうございます。
 「軽減税率 (8%) 適用商品」

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購入有難うございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収

 北日本新聞



領収証

20 年 03 月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額

3,072

銘 柄	部 数	金 額
富山新聞※	1	3,072

上記金額正に領収致しました。

8%税率対象合計 3,072

10%税率対象合計 0

富山新聞販売 (株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

※は軽減税率対象品目
 金額は税込金額

お支払いは口座振替 (翌月 2 日) が便利です。
 クレジットカード決済も承ります。

集金担当



整理番号	2825	事業概要*	事務所賃料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	09_事務所費
		10_人件費	
内容	事務所・駐車場 賃料 3月分 (3/24) 事務所費 52,500 円/月の内 議員事務所 26,250 円/月 詠桜会 (後援会) 26,250 円/月 駐車場 7,000 円/月の内 議員事務所 3,500 円/月 詠桜会 (後援会) 3,500 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額 (円) *	備 考
	賃借料	26,250	事務所賃料:26,250円/月 3月分 $52,500円 \times 0.5$
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 3月分 $7,000円 \times 0.5$
	(合 計) *	29,750	
	《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)		

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0214506	02-03-24	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144		59	
券種枚数	前貸枚数	前貸枚数	
万円 五千円 二千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円			
時刻 (ご利用手数料 (消費税等を含む))	お取引金額		
10:26	¥440円 ¥55,000円		
おつり	お取引後の残高		
	円 *****円		

手数料のうち振込手数料 ¥440
000021

様

様

様

様

様

電話番号 076-492-2828

裏面もおわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0214510	02-03-24	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144		59	
券種枚数	前貸枚数	前貸枚数	
万円 五千円 二千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円			
時刻 (ご利用手数料 (消費税等を含む))	お取引金額		
10:26	¥440円 ¥7,000円		
おつり	お取引後の残高		
	円 *****円		

手数料のうち振込手数料 ¥440
000022

様

様

様

様

様

電話番号 076-492-2828

裏面もおわせてご覧ください。

令和 2年 4月 3日

決裁 令和 2年 4月 15日

処理 令和 2年 4月 15日

整理番号	2826	事業概要*	電気代
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	2月分 7,039 円の内 議員事務所 3,519 円/月 詠桜会 (後援会) 3,520 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額 (円) *	備 考
	事務所費 電気代	3,519	7,039 円の1/2 2月分 3/4
	《合 計》*	3,519	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

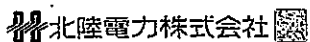
受取人	北陸電力株式会社		
年 月 日	金額	円	
20 2	7 0 3 9		
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子	消費税率相当額 (再掲) 円	639
お支払期日	3月23日	精算額 (再掲) 円	

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客さま番号 [] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	7039	639
合計	7039	639



北陸電力株式会社
お客さまサービスセンター
TEL 0120-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

上記金額を領収いたしました。

20.3
領収日 附印

5万円 (消費税等相当額を除く) 以上印紙貼付

(お客さま控)2485

收受 令和 2 年 4 月 3 日
 決裁 令和 2 年 4 月 15 日
 処理 令和 2 年 4 月 15 日

整理番号	2827	事業概要*	電話代
使途項目*	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	固定電話 3月請求分 8,639 円の内 議員事務所 4,319 円/月 詠桜会（後援会） 4,320 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	事務所費 電話代	4,319	8,639 円の1/2 3月請求分
	《合計》*	4,319	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払の場合には、お領収書をお取りください。

西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2020年 2月ご請求分

金額(円)
¥8,639-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 印
'20.3.04

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

收受 令和 2 年 4 月 3 日
 決裁 令和 2 年 4 月 15 日
 処理 令和 2 年 4 月 15 日

整理番号	2828	事業概要	人件費		
使途項目	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	3月分				
申請書に提出した領収書	経費の内容	金額(円)	備考		
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	3月分	3/20
	《合計》	75,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 令和 2 年 4 月 3 日
 決裁 令和 2 年 4 月 15 日
 処理 令和 2 年 4 月 15 日

勤務実績表

令和2年3月

従事者名



日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	日			16	月	9:00 ~ 16:00	6
2	月	9:00 ~ 16:00	6	17	火	9:00 ~ 16:00	6
3	火	9:00 ~ 16:00	6	18	水	9:00 ~ 16:00	6
4	水	9:00 ~ 16:00	6	19	木	9:00 ~ 16:00	6
5	木	9:00 ~ 16:00	6	20	金		
6	金	9:00 ~ 16:00	6	21	土		
7	土			22	日		
8	日			23	月	9:00 ~ 16:00	6
9	月	9:00 ~ 16:00	6	24	火	9:00 ~ 16:00	6
10	火	9:00 ~ 16:00	6	25	水	9:00 ~ 16:00	6
11	水	9:00 ~ 16:00	6	26	木	9:00 ~ 16:00	6
12	木	9:00 ~ 16:00	6	27	金	9:00 ~ 16:00	6
13	金	9:00 ~ 16:00	6	28	土		
14	土			29	日		
15	日			30	月	9:00 ~ 16:00	6
				31	火	9:00 ~ 16:00	6
小計			60	小計			66
				合計			126

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員	奥野詠子	政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子	その他費用50%	75,000円

整理番号	2863	事業概要*	県政報告		
使途項目*	03_広聴広報費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費
					05_会議費
					10_人件費
内容	県政報告 vol.27 2月送付 支払い3月 後納郵便 @ 84円 6,267通 526,428円				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	郵送費	200,000	県政報告	vol.27	
				526,428円	
	(合計)*	200,000			

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

後納郵便物等 取扱票(お客様用)

奥野 詠子 様
2001051013-000001-
0000000001-000001

02-03-23

*706,692 RLCコウノウゴロヒン

526,428円

[後納引受]

1 ゆうメール特別

50g 県内
@84 6,267通
¥526,428

合計 ¥526,428

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2020年 2月17日 17:43
担当:
発行No. 200217K2993 端211027439
連絡先: 富山南郵便局
TEL: 0570-021-680

取扱局 2001-322130
後納承認局 2001-322130
後納お取引番号 0001448174

收受 令和2年4月9日
決裁 令和2年4月22日
処理 令和2年4月22日

この控は領収書ではありません。
各料金明細、合計は実際の請求と異なることがあります。

領収書 (Receipt)

お客さま氏名 (Customer)
奥野 詠子

様

右記、金額を 2020年 3月 23日付けで

口座振替により領収致しました。

発行日 2020年 4月 6日

ご請求番号 (Billing ID)	322130-1016696-00
ご請求の内訳 (Billing Details)	2020/02/01~2020/02/29 料金後納ご利用額
領収金額 (Amount Paid) (うち消費税相当額)	706,692 64,244
金融機関	北陸 本店営業部

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

日本郵便株式会社





おくのえいこ 県政報告

明日は向かい風を吹かすぞと云ふの如し!

Vol.27

令和2年2月発行

発行：自由民主党
富山県議会議員会

おあけまして

向春の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和となって初めて迎えた新年は、まったく雪のない穏やかな幕開けとなりました。今年一年がこの幕開けのように、穏やかで平和な年となることを願います。

さて一方、あまりに暖かい初春に一抹の不安も覚えています。今年は二〇年ぶりの冬季国体が予定されていますし、このような天候では田畑の虫も悠々と越冬する上、夏場の水不足も心配です。雪のない楽しさにかまけていましたが、そろそろ雪乞いが必要かと思いを巡らせています。

そして本年は、いよいよ東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。2013年に招致が決定してから早七年、現在は各種目、代表選考の真っ最中ですが、選手並びに関係の皆さんは、この東京2020に照準を合わせて邁進されたものと思います。地元の村上英士朗選手（ウエイトリフテイング109キロ超級）をはじめ、県内ゆかりの選手の皆さんの活躍を楽しみにしています。

さて本年は、私も議員生活十年目の節目を迎えます。オリパラアスリートに刺激をもらい、一層の精進を誓います。

富山県議会議員

奥野 泳子

予算特別委員会 令和元年9月26日（一部抜粋）

社会的養護が必要な子どもたちへの支援について

Q. 6月議会で知事に児童相談所の視察を求めたが、視察した感想はどうか。

A. 知事

7月に児童相談所を訪れた。

施設については、建築後相当年数が経っているが、必要なところについては順次修繕が実施されており、工夫がされていると感じた。一方で、近年の職員増により業務スペースが狭くなってきたことや、一時保護所にも居室のあり方などについての課題があることも確認した。本県で痛ましい事案が生じないよう、児童虐待防止対策の充実・強化へ向けて、思いを新たにしたいところである。早急に取り組むべき施策については8月に設置した検討委員会での意見も踏まえて、早速9月補正予算案に所要額を計上した。

Q. 県内の一時保護の現状をどのように受けとめているのか、所見を問う。

県内児童相談所における平成30年度の一時保護件数は1111件。また、一人当たりの保護日数は26.9日。一時保護延日数は29822日。本県でも3日にひとり程度は保護されている計算になり、親元から保護される子どもの数は決して少なくない。

一時保護中は、基本的に外部との行き来ができないため（職員が引率しての外出の場合はある）、学校に通うこともできない。さらに保護期間が長い子の中には、半年以上も一時保護施設で生活する子もいる。

A. 知事

一時保護については、代替養育の場という性格もあるため、できる限り家庭的な環境で、個別性が尊重されるべきものと考えている。

現在の一時保護については、子どもが安心してできるケアの確保や、事案によっては一時保護延べ日数が長期化するといった支援に関する課題、居室等の施設の課題などがあると考えているが、こうした一時保護のあり方を含め、児童相談所の体制・機能の充実・強化については、検討委員会で検討するとともに、議会での意見も踏まえ、本県の実情を踏まえた更なる体制・機能の充実・強化について検討したい。

Q. 児童相談所の建替え等施設整備について、専門の検討委員会を立ち上げ、十分な時間と予算を割いて、建替えを前提に議論すべきと考えるがどうか。

A. 知事

国の法改正を踏まえ、2022年から本県でも児童相談所の職員の増員が必要となるが、現状の施設は狭隘で、職員のスペース確保すら難しい。また、他の自治体では、子ども関係全般をワンストップで扱う施設等の事例もある。県全体を俯瞰して機能や建物を再編統合し、子どもの利益を最優先する施設にするためには、当然、建替えが必要である。

児童相談所については、人員体制の強化や、関係機関との連携強化、一時保護のあり方を含めた施設の課題に加え、中核市における児童相談所設置を国が支援するとしている中での、富山市における児童相談所設置の動向等、様々な課題がある。今後、検討委員会に部会を設け、必要な場合には増改築の問題などを含め体制・機能の更なる充実・強化について鋭意検討したい。

Q. 児童相談所に併設の一時保護所は子どもたちの生活の場であり、日用品や消耗品、着替えはもとより、本やゲーム等、おおよそ一般家庭にあると思われるものは揃えてあるが、それらの古さが目立つ。児童相談所の備品や被服等の更新状況はどうか。

A. 厚生部長

一時保護中に必要な日用品、着替え等については、保護者等に準備してもらおうこととしているが、緊急的な一時保護の場合や、保護者が準備しない場合などに限り、支給又は貸与する取扱いとしている。

余暇活動用として、蔵書がある程度準備しているほか、子どもの希望も聞きながら定期的に図書館で借りている。その他の備品は破損や古くなったものは廃棄して更新している。

子どもが安心して生活を送るためには、こうした備品とともに、一時保護所職員によるケアの質も重要であり、一時保護所には他の県立福祉施設等で子どもの生活指導の経験が豊富な職員を配置し、子どもの安心感の醸成に努めている。



Q. 一時保護児童について、子ども一人ひとりに専用の持ち物を準備したり、入浴の機会を増やしたりと、家庭的な環境を作るよう配慮すべきと考えるが、自己肯定感の醸成にどう取り組むのか。

着の身着のまま保護される子どももいる中、下着以外の衣類は使い回しである。また、入浴が2日に1回とされている。

また、虐待を受けた子どもや非行等問題行動がある子ども等、要保護児童は、自己肯定感が低いことが指摘されている。

A. 厚生部長

児童相談所では、保護された子どもが落ち着いて生活できるよう、施設設備、日常生活の過ごし方や活動内容を工夫して対応している。

社会的養護を必要とする子ども達は自己肯定感や主体性を失っていることが多いため、安心感のある場所で大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育んでひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行うこと等を通じ、将来の自立生活能力を高めていく必要がある。

一時保護された子どもについても、自己肯定感の醸成に十分留意し、引き続き自立に向けた支援にしっかりと取り組んでいきたい。

Q. 一時保護解除後の対応別の件数やフォローアップ支援について問う。

一時保護された子どもも多くはその後帰宅しているが、中には施設入所が相応しいと判断した場合でも帰宅させざるを得ず、繰り返し保護している事例もある。他県では一時保護解除後に悲惨な事件が起きている事例もあり、一時保護解除後もフォローが必要。

A. 厚生部長

平成30年度中に一時保護を解除した件数は115件であり、解除後の対応の内訳は、児童福祉施設入所24件、里親委託7件、帰宅70件、その他14件。一時保護解除後、継続した在宅支援が必要な事案に対しては、保護者支援プログラムや精神科医によるカウンセリングを実施する等、個々の事案の状況に応じた親子支援のためのフォローを行っている。

平成31年1月の千葉県野田市での事案では、一時保護解除の判断が不適切だったと指摘されていることから、一時保護の解除については適切に判断していきたい。

Q. 児童虐待の連鎖を起こさないための支援が必要であると考えるが、どのように取り組むのか問う。

虐待だけでなく、非行等問題行動がある子どもの心理的ケアが必要であり、6月議会でも設置を求めた児童心理治療施設は、虐待の連鎖を断ち切るためにも大変重要だと考える。

A. 厚生部長

児童虐待は、保護者自身が虐待を受けて育ち、適切なサポートを受けていないことが発生要因となり、世代を超えて連鎖する場合がある。

このため、児童相談所では、通告があった子どもや保護者について、児童心理司が子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等を行い、必要な場合は、精神科医によるカウンセリングを実施している。なお、児童心理治療施設については、課題もあることから、児童精神科医等の専門家をメンバーとする専門部会を児童虐待防止対策・社会的養育推進計画検討委員会の下に設置し、意見を伺いたいと考えている。

Q. 児童虐待防止対策や社会的養護が必要な子どもたちへの支援施策は、県政の課題の中でも最も優先すべき事項と考えるがどうか。

県政の課題は多数あるが、子どもの命を救う施策は早急に取り組むべき最重要施策に位置付けられると考える。

A. 知事

児童虐待防止対策については、24時間365日相談できる体制確保や人員の拡充による児童相談所の体制強化、児童相談の一義的窓口である市町村や医療機関、学校、保育所、民生児童委員、警察等の関係機関との連携強化により、児童虐待対応の体制整備にそれなりに頑張ってきた。

また、社会的養育についても、里親委託の推進や児童養護施設などの養育環境の向上に取り組んだ結果、里親委託率が伸びてきているなど、着実に成果が出てきている。

子どもの健やかな成長は私や県職員の願いである。児童虐待対策や社会的養育の充実等は、安全・安心、人づくり、医療・福祉の充実に関わる重要施策の一つとしてしっかりと取り組んでいきたい。



整理番号	2864	事業概要	県政報告			
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	県政報告 vol.27 7,000 部 280,500 円					
上記事業に要した経費	各号の内容	金額(円)	備考			
	印刷費	280,500	県政報告	vol.27	7,000 部 280,500 円	
	《合計》	280,500				

別

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領 収 証

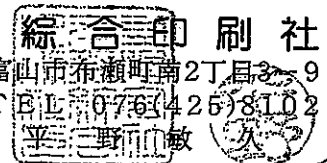
奥野詠子 様

令和 2 年 3 月 26 日

¥ 280,500

上記の金額正に領収いたしました
但し県政報告 Vol.27 7,000部

有限 平野 綜合印刷社
 〒939-8208 富山市布瀬町南2丁目3-9
 TEL 076(425)8102
 代表取締役 平野敏久



收受 令和 2 年 4 月 3 日
 決裁 令和 2 年 4 月 22 日
 処理 令和 2 年 4 月 22 日

納品書

売上日 令和02年02月14日

No. 00000261

奥野詠子 様

(有) 平野 綜合印刷 社
 代表取締役 久
 〒939-8208 富山県南砺市南2丁目3-9
 TEL 076-425-8102 FAX 076-491-4053

商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
県政報告Vol. 27	7,000	枚		255,000	
	税抜額	255,000	消費税額	25,500	合計 280,500

請求書

売上日 令和02年02月14日

No. 00000261

奥野詠子 様

(有) 平野 綜合印刷 社
 代表取締役 久
 〒939-8208 富山県南砺市南2丁目3-9
 TEL 076-425-8102 FAX 076-491-4053
 振込先 北陸銀行越前町支店 当座 1031010
 振込先 北陸銀行越前町支店 普通 1031010

商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
県政報告Vol. 27	7,000	枚		255,000	
	税抜額	255,000	消費税額	25,500	合計 280,500